



## 第1章 自然的条件

### 第1節 気象環境

### 第2節 地形・地質・土壌

### 第3節 生物多様性

### 第4節 水系

## 第2章 社会的条件

### 第1節 沿革

### 第2節 人口・面積

### 第3節 土地利用

### 第4節 公共公益施設

### 第5節 産業概況

### 第6節 教育・文化

### 第7節 歴史的環境

### 第8節 公害発生状況

## 第3章 その他の地域概況

### 第1節 レクリエーション施設調査

### 第2節 景観調査

### 第3節 防災調査

## 第4章 市民からみた緑の評価

## 第5章 上位計画等関連計画の整理

## 第6章 緑地・緑化の状況

### 第1節 緑地現況調査

### 第2節 緑化の状況



## 第1章 自然的条件

## 第1節 気象環境

## 1-1-1 気象概況

本市東部に出羽山地の一部である太平山地が南北に横断し、西は日本海に面していることから典型的な日本海型の気候となっています。本市の平成9年から18年までの10年間の気温の状況をみると、年間平均気温12.0度、最高気温37.9度、最低気温-10.3度であり、年間を通じて南東の風向きが多いという特徴があります。また、年間平均降水量は1,709.0mmであり、降水日数は平均176日、積雪日数は平均100日と冬期間は毎日のように降雪が見られます。

表 1-1-1 気象概況の経年変化

年次	気 温 (°C)			降水量(mm)		降雪量 (cm)	最多 風向	平均 風速 (m/s)	天気日数(日)					
	最低	最高	平均	総量	日最大 降水量				曇量 <1.5	曇量 ≥8.5	降水 (1mm以上)	雪	霧	雷
平成9年	-8.5	35.5	11.9	1,644.0	47.5	192.0	南東	4.2	8	199	169	97	16	41
10	-7.1	35.1	12.3	2,142.0	108.0	232.0	南東	4.3	15	218	162	79	16	33
11	-10.3	37.0	12.4	1,750.0	69.0	316.0	南東	4.4	19	199	182	105	8	38
12	-7.5	37.9	12.2	1,562.5	53.0	311.0	南東	4.5	8	217	176	111	10	32
13	-7.1	33.7	11.6	1,409.5	56.0	310.0	南東	4.4	13	218	177	111	6	24
14	-7.3	35.2	11.8	1,926.5	120.0	198.0	南東	4.2	11	214	176	89	13	40
15	-7.6	33.0	11.8	1,573.0	89.5	276.0	南東	4.2	13	221	163	111	13	25
16	-5.1	36.4	12.5	1,784.0	69.5	155.0	南東	4.5	8	218	183	90	16	32
17	-6.1	33.8	11.7	1,821.0	103.0	288.0	南東	4.6	5	227	192	103	15	37
18	-7.7	36.7	11.9	1,477.0	50.5	447.0	南東	4.3	9	210	175	107	10	32

資料：秋田地方気象台

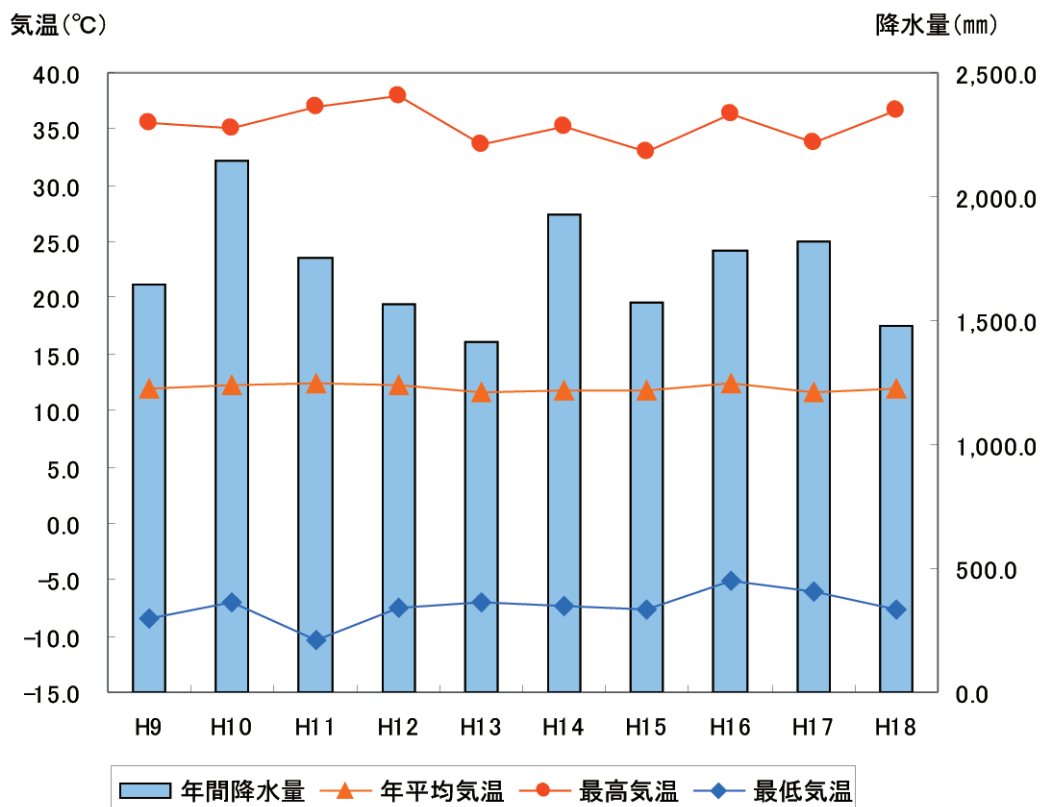


図 1-1-1 気象概況の経年変化

資料：秋田地方気象台

## 1-1-2 都市気象

本市における平成18年の月別の気象状況を下の図表に示します。

平均気温は1月が最も低く-0.7度、8月が最も高く26.5度となっています。各月総降水量は7月が最も多く230.0mm、9月が63.0mmで最も少なくなっています。風向きは冬期は日本海側から吹きつける季節風のため、西北西の風向きとなりますが、1年を通じると南東の風向きが最も多くなります。季節風の影響に伴う降雪は内陸地域に入り、太平山地に近づくにしたがって多くなります。

1年のうち210日が曇量 $\geq 8.5$ であり、日照時間は極めて少ない。特に冬期においてはその傾向が顕著に現れています。

表 1-1-2 月別気象状況

月	気 温 (°C)			降水量(mm)		降雪量 (cm)	最多 風向	平均 風速 (m/s)	天気日数(日)					
	最低	最高	平均	総量	日最大 降水量				曇量 <1.5	曇量 $\geq 8.5$	降水 (1mm以上)	雪	霧	雷
1月	-7.7	7.3	-0.7	81.0	16.0	107.0	北西	5.7	0	27	20	28	1	3
2月	-7.2	11.7	0.9	121.0	19.0	84.0	西北西	5.0	0	22	19	18	0	1
3月	-4.7	17.0	3.7	119.0	18.5	30.0	南東	6.0	0	16	20	19	2	3
4月	-1.0	22.8	8.1	134.5	27.5	-	南東	4.9	0	20	16	4	0	0
5月	3.3	29.4	14.9	112.5	32.0	-	南東	3.9	0	13	10	0	2	0
6月	10.5	28.0	19.5	75.5	20.5	-	南東	3.8	0	17	11	0	0	2
7月	16.7	31.6	22.2	230.0	50.5	-	南東	3.5	0	24	17	0	4	0
8月	18.6	36.7	26.5	79.5	26.0	-	南東	3.6	4	12	7	0	0	4
9月	10.9	32.8	20.5	63.0	30.0	-	南東	3.5	2	9	6	0	0	0
10月	5.2	25.9	14.4	117.5	34.0	-	南東	3.2	2	10	14	0	1	4
11月	0.4	21.5	8.9	198.5	39.5	-	南東	4.2	1	19	18	3	0	8
12月	-1.6	12.3	3.6	145.0	40.0	38.0	南東	4.4	0	21	17	21	0	7

資料：秋田地方気象台

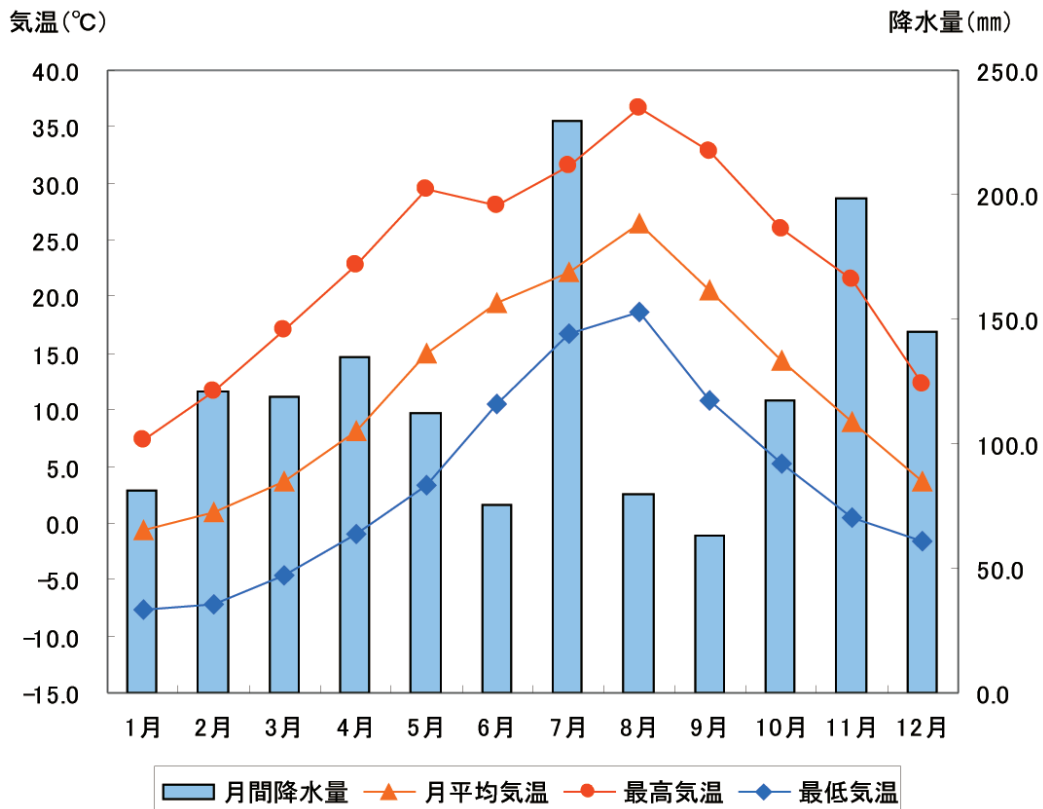


図 1-1-2 月別気象状況

資料：秋田地方気象台



## 第2節 地形・地質・土壌

### 1-2-1 地形

中心市街地の立地する秋田平野は三角州低地によって形成されています。秋田平野の東側には、手形山台地、千秋公園本丸、御所野等の砂礫台地や扇状地性低地、大起伏丘陵地、小起伏丘陵地が広がっており、これらは太平山山頂を中心とする大起伏山地、中起伏山地、小起伏山地へと至ります。また、日本海沿岸部には自然堤防砂州（秋田砂丘）が広がっています。また市南部においては、高尾山を中心とする中起伏山地、小起伏山地が広がっています。

#### <本市に分布する主な地形分類>

大起伏山地：起伏量600m以上の山地で、傾斜は概ね30°以上

中起伏山地：起伏量400～600mの山地で、傾斜は概ね20～30°

小起伏山地：起伏量200～400mの山地で、傾斜は概ね15°程度

大起伏丘陵地：起伏量100～200mの非火山性の丘陵地で、主として小起伏山地周辺に発達し、傾斜は10°程度

小起伏丘陵地：起伏量100m以下の非火山性の丘陵地で、傾斜は概ね8°未満

砂礫台地：台地または段丘の上に洪積世の砂礫層をのせ、その上に火山灰または褐色粘土をのせている台地（本市の海岸部については、被覆砂丘により覆われている）

扇状地性低地：砂礫質氾濫原で、谷底平野を含む

三角州低地：シルト、粘土質氾濫原で、堤間低地を含む

砂質裸地：風によって生じ、かつ砂から成る波状地形で植物に覆われていない

被覆砂丘：風によって生じ、かつ砂から成る波状地形で植物に覆われている

### 1-2-2 地質・土壌

未固結堆積物（岩石の破片粒子等の碎屑物が、海底や湖底に運ばれて堆積したもの）としては、日本海沿岸一帯に秋田砂丘を形成している砂丘砂が分布しており、市街地及びその周辺部には、平野や河川の河底平野にみられる泥、砂、礫が分布しています。また、市街地には、固結堆積物（未固結堆積物が堆積による圧密や化学的作用等によって固結したもの）の砂岩が点在しています。市域東部には固結～半固結堆積物である砂岩、砂岩シルト岩互層が分布し、市域北東部の山地域には火山性岩石の安山岩類や緑色凝灰岩がみられます。太平山地では、深成岩類の花崗岩類がみられます。

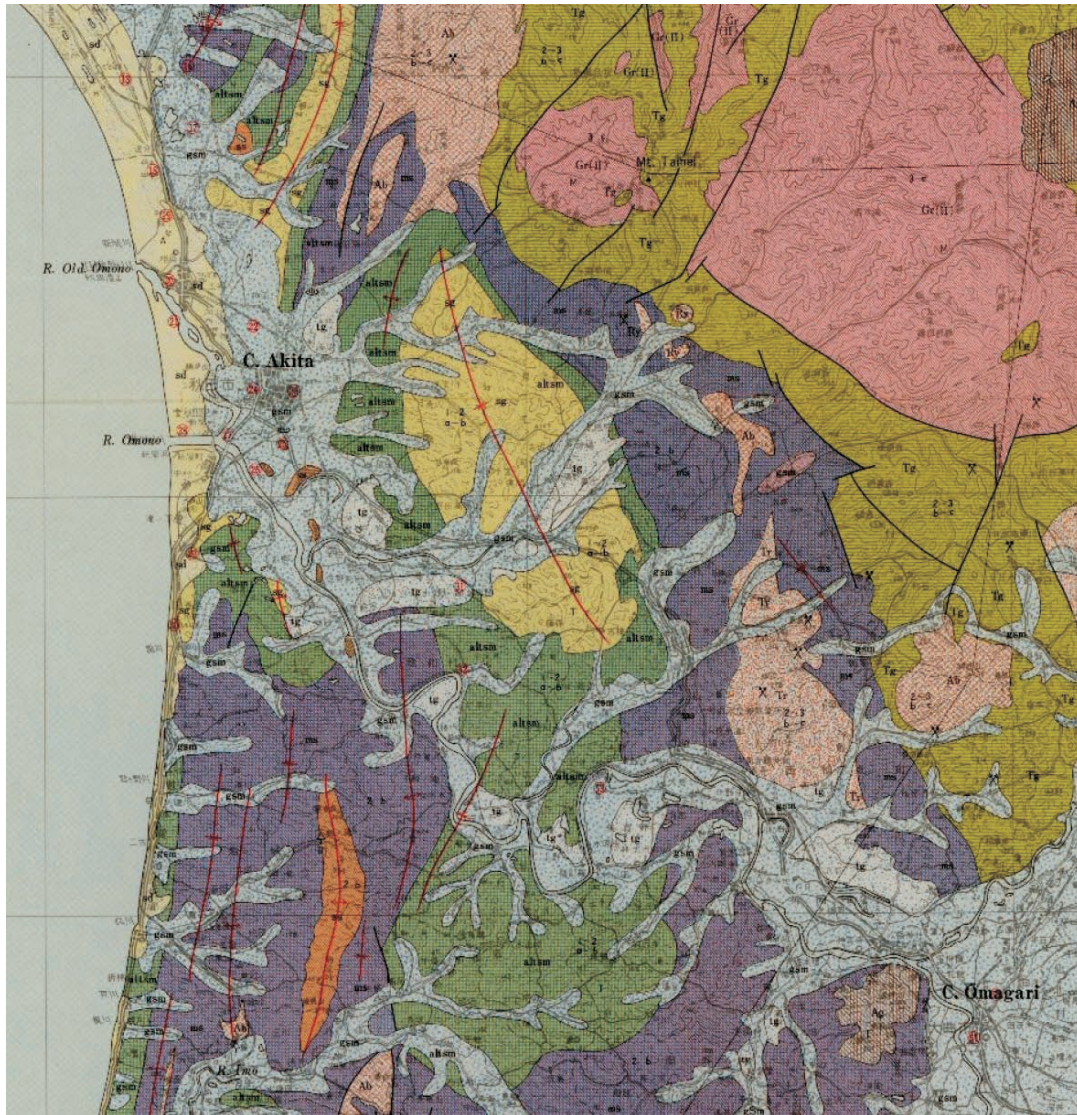


山地	大起伏山地	副分類記号	自然堤防砂州
	中起伏山地		断層地形
	小起伏山地		地すべり地形
	山麓地		崩壊地形
火山地	大起伏火山地		砂質裸地
	中起伏火山地		岩石質裸地
	小起伏火山地		埋立地
	火山山麓地		干拓地
丘陵地	大起伏丘陵地(非火山性)		被覆砂丘
	小起伏丘陵地		火山灰台地
台地	砂礫台地(上位)		熔岩原
	砂礫台地(中位)		構造性急斜面
	砂礫台地(下位)		顕著な侵蝕崖
	ローム台地(上位)		主要構造性線状凹地
	ローム台地(中位)		人工変外地
	岩石台地(下位)		
低地	扇状地性低地		
	三角州低地		

出典：土地分類基本調査（地形分類図）「秋田県」昭和46年度

図 1-1-3 地形分類図





未固結堆積物	am	泥・砂・礫	付加記号	Gr (I)	花崗岩類 (I)
	sd	砂丘砂		—	地層境界線
	sd	砂礫		↖	背斜構造
	te	段丘堆積物		↗	向斜構造
固結～ 半固結堆積物	sq	砂岩	時代	—	断層
	alt sm	砂岩シルト岩互層		②	柱状番号
固結堆積物	mb	泥岩	岩体のかたさ	P	古生代
	ss	砂岩		M	中生代
	ck	礫岩		T	新第三紀
	sl	粘板岩チャート		D	洪積世
火山性岩石	As	段丘堆積物	岩片のかたさ	A	沖積世
	Ep	軽石		1	軟(弾性波伝波速度1.5km/sec未満)
	Np	新期安山岩		2	中(弾性波伝波速度1.5～3.0km/sec)
	Fp	流紋岩類		3	硬(弾性波伝波速度3.0km/sec以上)
	Ab	安山岩類		a	軟(耐圧強度100kg/cm2未満)
	Lr	凝灰岩類		b	中(耐圧強度100～400kg/cm2)
Tg	緑色凝灰岩類	c	硬(耐圧強度400kg/cm2以上)		
深成岩類	Gr (I)	花崗岩類 (I)			

出典：土地分類基本調査（表層地質図）「秋田県」昭和46年度

図1-1-4 表層地質図





岩石地		岩石地	褐色低地土		褐色低地土壤
岩屑土		高山岩屑性土壤			粗粒褐色低地土壤
		岩屑性土壤	灰色低地土		細粒灰色低地土壤
未熟土		砂丘未熟土壤			灰色低地土壤
		粗粒風化火山堆出物未熟壤			粗粒灰色低地土壤
黒ボク土		黒ボク土壤	グライ土		細粒グライ土壤
		多湿黒ボク土壤			グライ土壤
		淡色黒ボク土壤			粗粒グライ土壤
褐色森林土		乾性褐色森林土壤	泥炭土		高位泥炭土壤
		褐色森林土壤			低位泥炭土壤
		褐色森林土壤(黄褐色系)			黒泥土壤
		褐色森林土壤(赤褐色系)	付加記号		柱状図番号
		褐色森林土壤(暗色系)			老朽化水田の範囲
		褐色森林土壤(表層グライ系)			過湿地帯
		湿性褐色森林土壤			
ポドゾル		乾性ポドゾル化土壤			
		湿性ポドゾル化土壤			
赤黄色土		赤色土壤			

出典：土地分類基本調査（土壤図）「秋田県」昭和46年度

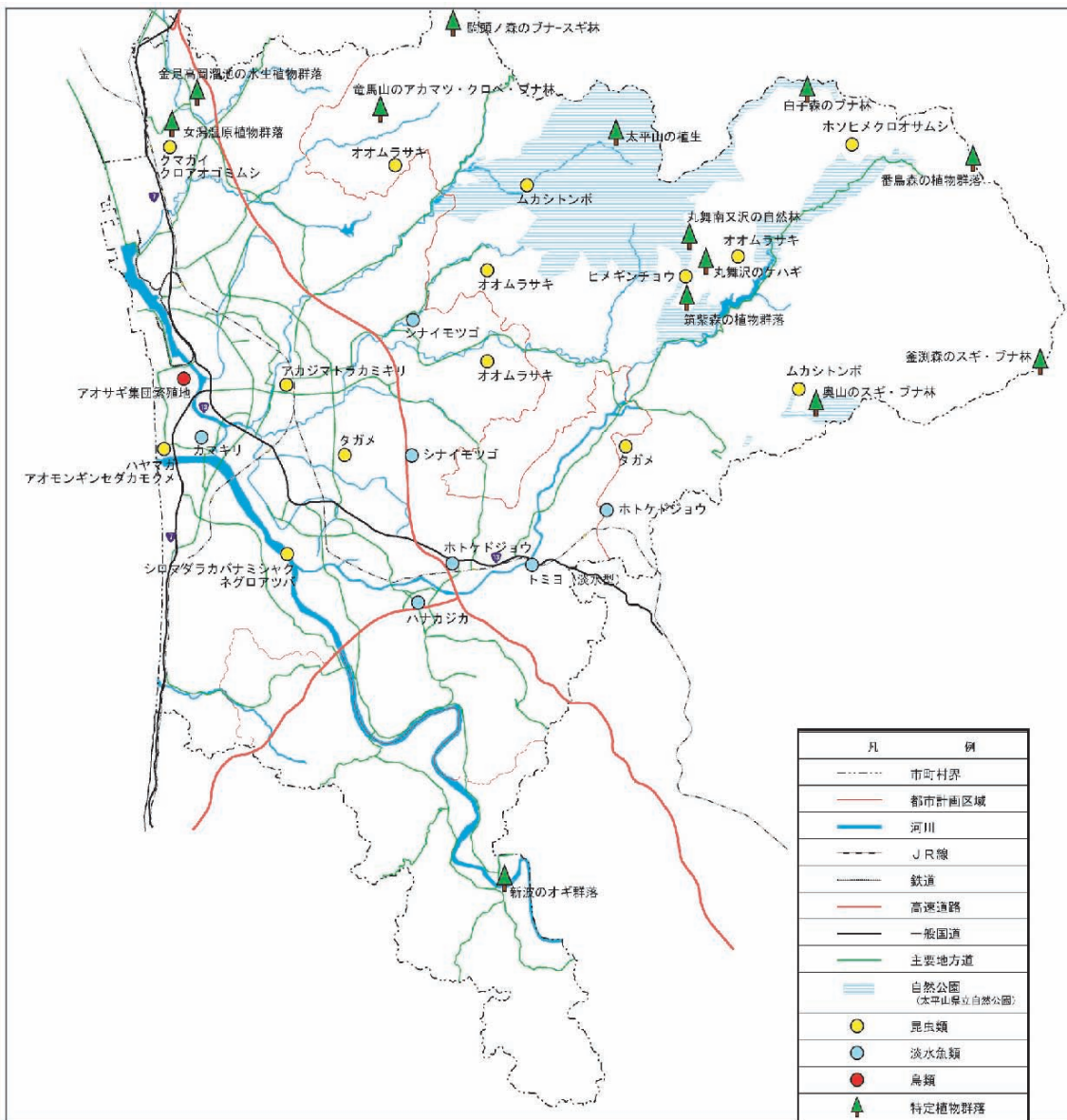
図 1-1-5 土壤図

第3節 生物多様性

秋田市における特定植物群落は、主に東部山岳地帯、太平山周辺に分布し、スギ、ブナ、アカマツ、クロベ等の群落が確認されています。また、市街地近郊においても、女潟湿原植物群落や、金足高岡溜池の水生植物群落等、豊富な植生を誇ります。

昆虫類については、市全域に分布しており、ムカシトンボやオオムラサキ、タガメ等、数種が確認されています。淡水魚類については、岩見川沿線でトミヨやホトケドジョウ、ハナカジカ等が確認されています。

また市街地に程近い勝平山付近では、アオサギの集団繁殖地が確認されています。



資料：生物多様性マップ（秋田県）

図 1-1-6 生物多様性調査図



## 第4節 水系

本市を流れる河川水系は、一級河川である雄物川水系と二級河川である馬場目川水系、鮎川水系である。雄物川は、奥羽山脈の雄勝峠に源を発して、北西へ流下し、日本海へと至る延長129.8kmの県内最大の河川です。雄物川水系の河川には太平山山麓より流れ出で、市中心部を流れる旭川、太平川、昭和13年に完成した現在の雄物川の旧流路である旧雄物川、河辺地域を雄大に流れる岩見川等が挙げられます。また、秋田市北部から八郎瀧調整池に注いでいる馬場目川水系馬踏川、秋田市南部の下浜に注ぐ鮎川水系の下浜鮎川があります。

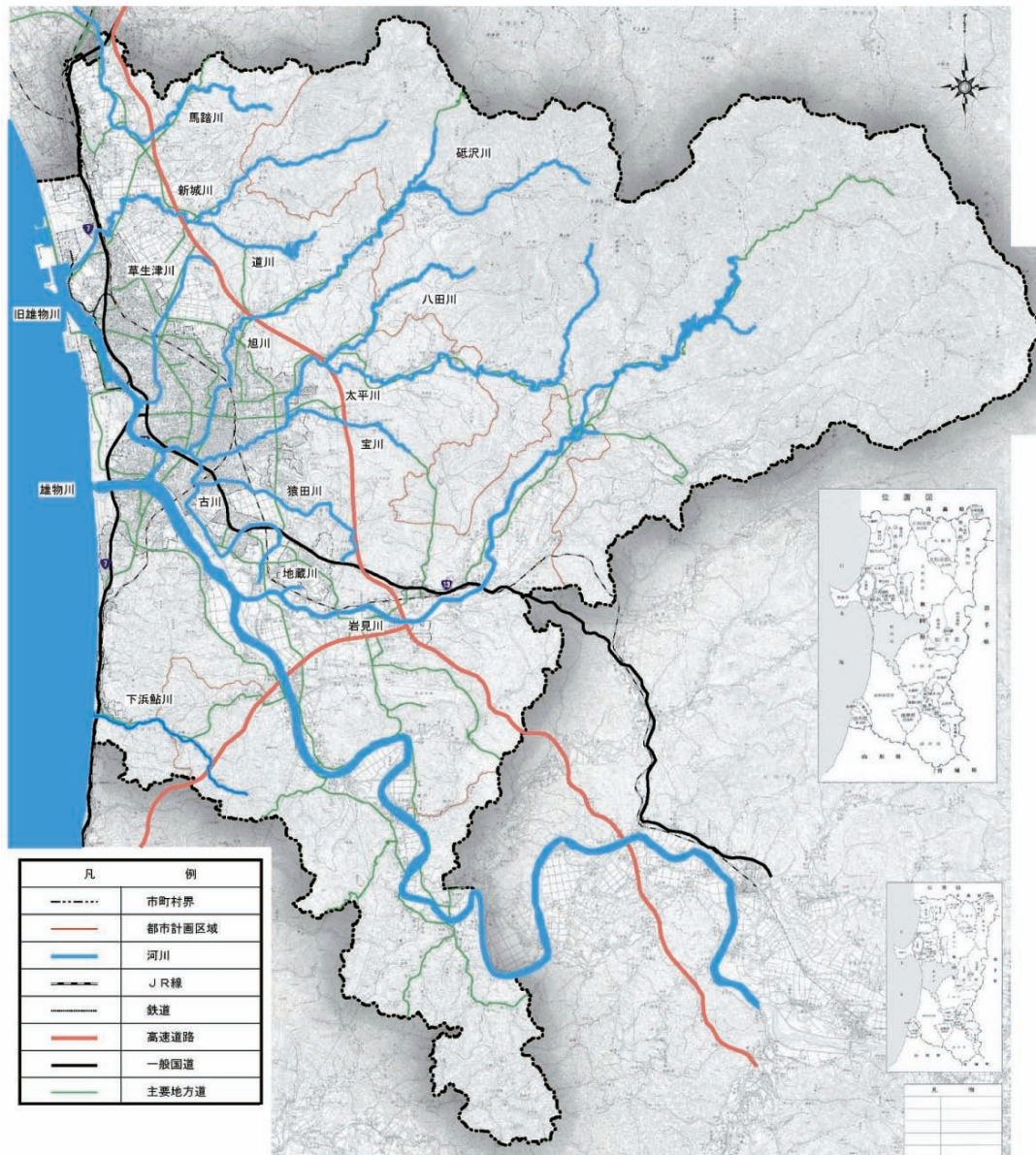


図1-1-7 主要河川位置図

資料：秋田市資料

河川名	水系	級別	流路延長(m)
雄物川	雄物川	一級河川	30,150
岩見川	"	"	39,382
太平川	"	"	26,267
旭川	"	"	21,796
新城川	"	"	19,100
猿田川	"	"	11,400

河川名	水系	級別	流路延長(m)
旧雄物川	雄物川	一級河川	9,300
八田川	"	"	7,770
草生津川	"	"	7,000
地藏川	"	"	1,550
馬踏川	馬場目川	二級河川	13,220
下浜鮎川	鮎川	"	7,500

## 第2章 社会的条件

### 第1節 沿革

秋田市の開発は、天平5年（733年）、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、後の秋田城を設置したことにさかのぼります。

秋田城は当時、中国東北地方に位置していた渤海国を初めとする大陸との外交窓口としての役割も担っていたと考えられています。

中世末期の戦国時代には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、重要な港を数え上げた三津七湊（さんしんしちそう）に名を連ねる全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。

その後、慶長7年（1602年）、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の秋田市の原型となる城下町を建設しました。

久保田城下町は、藩政期を通じ政治の拠点として、また、土崎湊を通じた北前船航路や雄物川水運の物流拠点として繁栄し、そのにぎわいや活発な交流が、今日に息づく豊かな文化をはぐくんできました。

明治以降は、県庁所在地として、引き続き地域の拠点としての機能を担い、明治22年（1889年）に市制を施行した後は、町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、羽越・奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましい発展を遂げました。

このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、平成9年に中核市に移行、17年には旧河辺町、旧雄和町と合併し、秋田県人口の約3分の1を擁する県都として、地域の発展を牽引する役割を一層強化することが求められています。

## 第2節 人口・面積

## 2-2-1 人口規模

## ①人口の総数及び増加数

秋田市の総人口は順調に増加を続け、平成12年の336,646人をピークに平成17年では333,109人に減少しました。

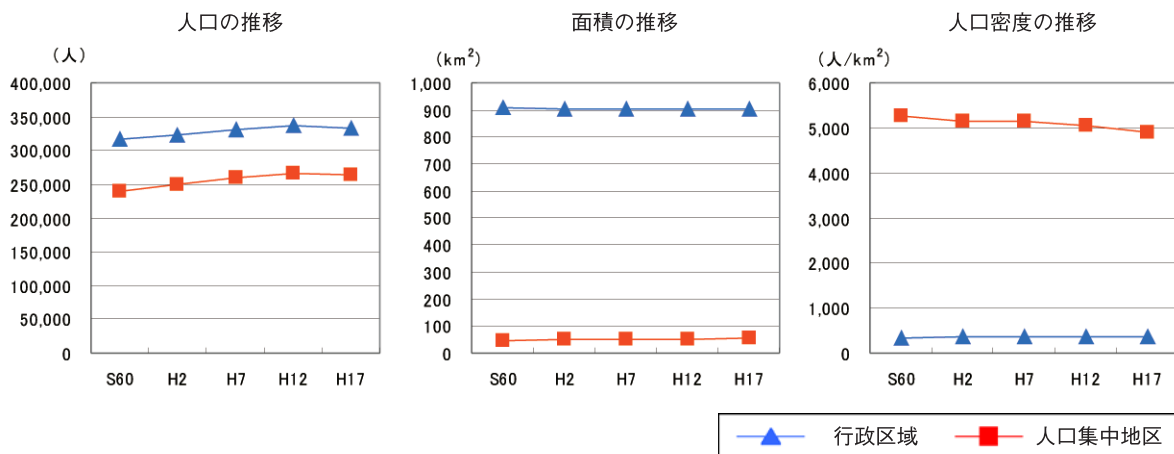
人口集中地区の人口は、昭和60年239,334人で総人口の約75.6%であったものが、平成17年には263,485人まで増加し、総人口の約79.1%を占めるまでに増加しました。しかし、人口密度をみると、昭和60年に5,271.7人/km<sup>2</sup>であったものが、平成17年には4,915.8人/km<sup>2</sup>まで減少し、低密度化傾向を示しています。

表1-2-1 人口・面積・人口密度の推移

年次	人 口			面 積			人 口 密 度	
	行政区域 (人)	人口集中 地 区 (人)	全域に対す る集中地区 の割合(%)	行政区域 (km <sup>2</sup> )	人口集中 地 区 (km <sup>2</sup> )	全域に対す る集中地区 の割合(%)	行政区域 (人/km <sup>2</sup> )	人口集中 地 区 (人/km <sup>2</sup> )
昭和60年	316,550	239,334	75.6	906.36	45.40	5.01	349.3	5,271.7
平成2年	322,698	249,533	77.3	905.18	48.50	5.36	356.5	5,145.0
平成7年	331,597	259,620	78.3	905.18	50.40	5.57	366.3	5,151.2
平成12年	336,646	265,711	78.9	905.67	52.40	5.79	371.7	5,070.8
平成17年	333,109	263,485	79.1	905.67	53.60	5.92	367.8	4,915.8

資料：国勢調査

注) 人口集中地区とは、原則として①人口密度の高い(1Km<sup>2</sup>当たり4,000人以上) 調査区が互いに隣接して、②人口5,000人以上を有し、③人口密度が1Km<sup>2</sup>当たり4,000人以上となる地域をいう。



資料：国勢調査

図1-2-1 人口・面積・人口密度の推移

※ここで示した行政区域人口及び面積は、旧河辺町、旧雄和町の数字を含んだものである。



## ②人口の分布

秋田市を69地区に分けた区部での人口の増減を、下表に示します。

平成12年から17年にかけて、人口が増加した地区は24地区、減少した地区は44地区、変化なしが1地区となっています。増加率の高い地区としては、中央地域の中通（16.2%）、東部地域の桜台（191.9%）、大平台（69.5%）、南部地域の山手台（169.6%）、御所野（33.6%）等が挙げられます。これは、集合住宅の建設や新規造成による宅地の増加が要因として考えられます。また、減少傾向の高い地区としては、中央地域の旭北（-13.0%）、旭南（-10.6%）、東部地域の山内（-11.2%）、南部地域の牛島西（-18.0%）等が挙げられます。

人口の増加、減少のいずれも南部地域や東部地域といった都市周縁部で大きな変動がみられます。中央地域においては、マンション等の集合住宅の建設がみられた川尻、山王、泉、中通以外は全て減少しています。

表1-2-2 地域別人口

地 区	人口				地 区	人口						
	平成17年 (人)	平成12年 (人)	増減 (人)	増減率 (%)		平成17年 (人)	平成12年 (人)	増減 (人)	増減率 (%)			
中央地域	大 町	3,217	3,409	-192	-5.6	西部地域	新 屋	15,313	14,711	602	4.1	
	旭 北	696	800	-104	-13.0		勝 平	14,048	13,763	285	2.1	
	旭 南	2,866	3,206	-340	-10.6		浜 田	2,977	3,091	-114	-3.7	
	川 元	2,309	2,393	-84	-3.5		豊 岩	2,195	2,240	-45	-2.0	
	川 尻	5,807	5,775	32	0.6		下 浜	2,516	2,685	-169	-6.3	
	山 王	5,335	5,134	201	3.9	南部地域	牛 島 東	6,020	6,121	-101	-1.7	
	高 陽	2,025	2,198	-173	-7.9		牛 島 西	5,952	7,257	-1,305	-18.0	
	保 戸 野	6,141	6,257	-116	-1.9		牛 島 南	1,450	-	1,450	-	
	泉	10,406	10,184	222	2.2		卸 町	714	685	29	4.2	
	千 秋	4,539	4,922	-383	-7.8		大 住	3,171	3,318	-147	-4.4	
	中 通	3,364	2,896	468	16.2		仁 井 田	14,195	14,237	-42	-0.3	
	南 通	4,437	4,856	-419	-8.6		御 野 場	8,046	8,519	-473	-5.6	
	檜 山	10,354	10,611	-257	-2.4		御 所 野	6,088	4,557	1,531	33.6	
	茨 島	4,923	5,518	-595	-10.8		四 ツ 小 屋	1,869	1,955	-86	-4.4	
八 橋	10,291	10,631	-340	-3.2	上 北 手		1,856	1,929	-73	-3.8		
東部地域	東 通	6,569	6,830	-261	-3.8		山 手 台	790	293	497	169.6	
	手 形	4,553	4,859	-306	-6.3		北部地域	寺 内	10,015	10,215	-200	-2.0
	手形(字)	6,191	6,588	-397	-6.0			外 旭 川	13,163	13,369	-206	-1.5
	手 形 山	2,300	2,250	50	2.2			土 崎 港 中 央	4,944	5,371	-427	-8.0
	泉(旭川)	3,109	3,094	15	0.5	土 崎 港 東		2,971	2,937	34	1.2	
	旭 川	2,436	2,520	-84	-3.3	土 崎 港 西		1,371	1,445	-74	-5.1	
	新 藤 田	1,300	1,371	-71	-5.2	土 崎 港 南		3,201	3,509	-308	-8.8	
	濁 川	1,867	1,929	-62	-3.2	土 崎 港 北		6,351	6,275	76	1.2	
	添 川	2,412	2,069	343	16.6	土 崎 港 其 他		2,974	2,891	83	2.9	
	山 内	422	475	-53	-11.2	将 軍 野 東		3,943	3,930	13	0.3	
	仁 別	196	196	0	0.0	将 軍 野 南		4,191	4,184	7	0.2	
	広 面	14,052	14,320	-268	-1.9	将 軍 野 其 他		3,681	3,630	51	1.4	
	柳 田	1,820	1,692	128	7.6	港 北		1,358	1,388	-30	-2.2	
	横 森	4,282	4,587	-305	-6.6	飯 島		16,801	17,091	-290	-1.7	
	桜	3,385	3,596	-211	-5.9	金 足		3,691	3,975	-284	-7.1	
	桜ガ丘	2,303	2,226	77	3.5	下 新 城		4,837	4,816	21	0.4	
	桜 台	832	285	547	191.9	上 新 城		1,537	1,681	-144	-8.6	
	大 平 台	1,212	715	497	69.5	河 辺 地 域		10,242	10,669	-427	-4.0	
	下 北 手	3,953	4,076	-123	-3.0	雄 和 地 域		7,848	8,352	-504	-6.0	
太 平	2,886	3,089	-203	-6.6	市 全 体	333,109		336,646	-3,537	-1.1		

資料：国勢調査報告

※平成12年は合併前であるため、河辺地域は河辺町、雄和地域は雄和町の数値を使用。

## ③世帯数の推移

本市の世帯数についてみると、昭和60年の102,469世帯から、平成17年には131,213世帯まで約1.3倍に増加しています。1世帯当たりの人員については、昭和60年の3.0人/世帯から平成17年には2.5人世帯まで減少しており、核家族化、少子化が進展していることがうかがえます。

表 1-2-3 世帯数の推移

年次	世帯数	世帯		
		増減数	増減率 (%)	1世帯当たり人員
昭和60年	102,469	-	-	3.0
平成2年	109,297	6,828	6.7	2.9
平成7年	119,793	10,496	9.6	2.7
平成12年	127,911	8,118	6.8	2.6
平成17年	131,213	3,302	2.6	2.5

資料：国勢調査

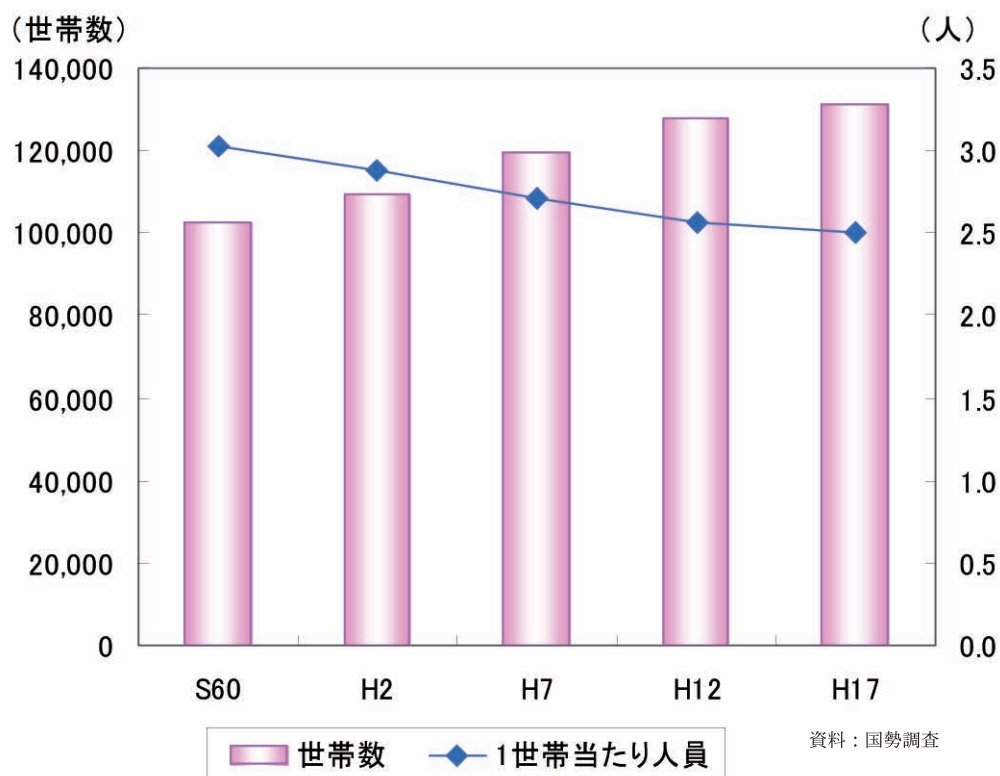


図 1-2-2 世帯数の推移

## 2-2-2 人口構成

## ①産業分類別就業者人口

就業者数合計をみると、平成12年の161,234人をピークに減少傾向に転じ、平成17年では152,149人と、約9,000人の減少がみられます。

産業別にみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少傾向にあり、特に第2次産業の就業者数の減少が顕著に見られますが、不動産業と運輸・通信業においては微増しています。

表 1-2-4 産業別就業者数

産業	平成7年	平成12年	平成17年	備考
第1次産業	5,641	4,202	4,286	
農業	5,167	3,900	3,994	
林業	441	281	271	
漁業	33	21	21	
第2次産業	35,324	34,179	27,313	
鉱業	210	184	129	
製造業	18,622	17,062	13,523	
建設業	16,492	16,933	13,661	
第3次産業	119,008	122,853	120,550	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,410	1,375	1,222	
卸売・小売業、飲食店	43,455	43,596	41,715	H17については、卸売・小売業と飲食店、宿泊業の和
金融・保険業	6,508	5,853	5,015	
不動産業	1,420	1,424	1,504	
運輸・通信業	10,660	10,534	11,595	H17については、情報通信業と運輸業の和
サービス業	46,789	51,501	50,604	H17については、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の和
公務（他に分類されないもの）	8,766	8,570	8,895	
合計	159,973	161,234	152,149	

資料：国勢調査

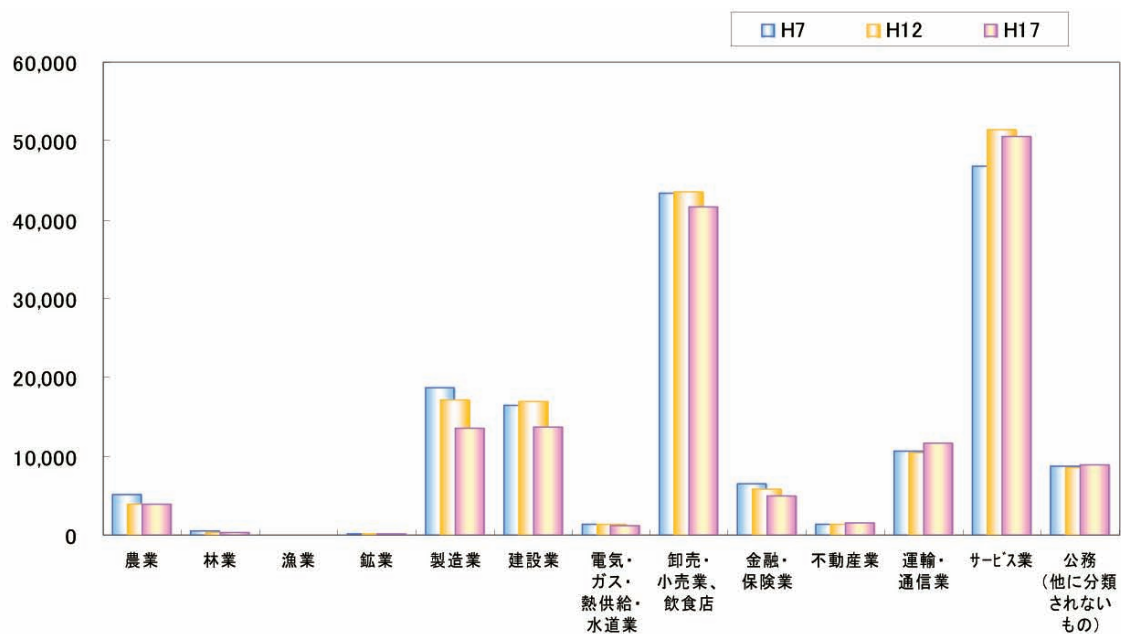


図 1-2-3 産業別就業者数

資料：国勢調査

## ②年齢別・性別人口

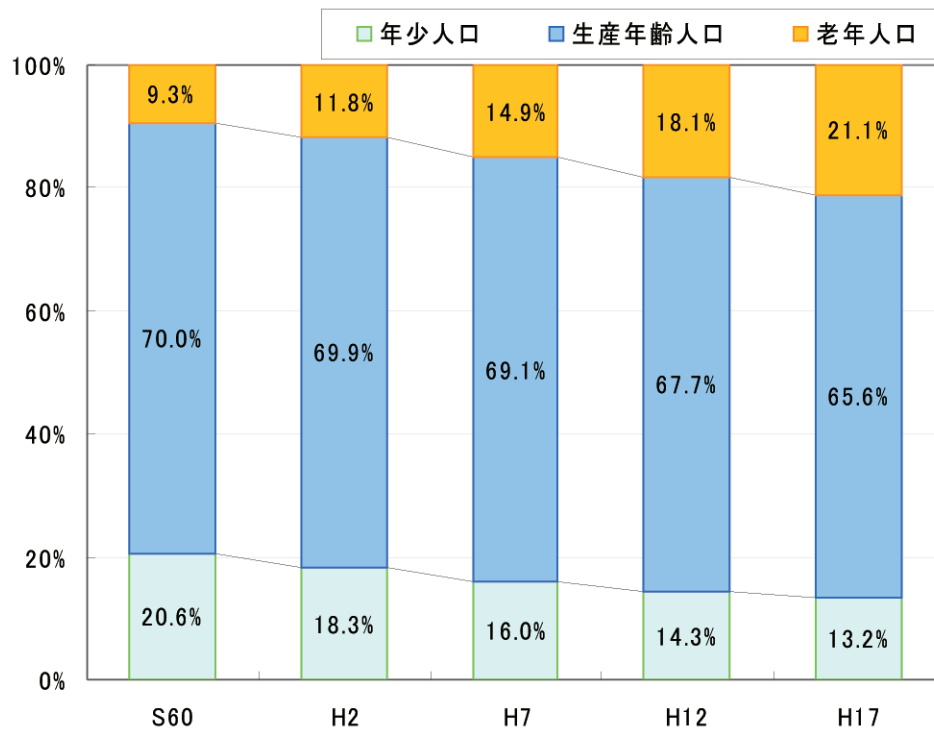
秋田市における年齢別人口の推移をみると、年少人口は昭和60年の65,344人から平成17年には43,879人と2万人以上の減少がみられました。一方老年人口は、昭和60年の29,433人から平成17年には70,371人と4万人以上の増加がみられ、少子高齢の進展が顕著に現れています。

年少人口比率をみると、昭和60年の20.6%から平成17年には13.2%まで減少し、老年人口比率は昭和60年の9.3%から平成17年には21.1%と増加しています。生産年齢人口比率も、過去20年間で4.4%減少しています。

表 1-2-5 年齢別・性別人口の推移

年次	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		人口				
							総数	男		女	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
昭和60年	65,344	20.6	221,705	70.0	29,433	9.3	316,550	152,337	48.1	164,213	51.9
平成2年	58,938	18.3	225,504	69.9	37,955	11.8	322,698	154,788	48.0	167,910	52.0
平成7年	53,023	16.0	228,977	69.1	49,470	14.9	331,597	158,841	47.9	172,756	52.1
平成12年	47,991	14.3	227,785	67.7	60,789	18.1	336,646	161,147	47.9	175,499	52.1
平成17年	43,879	13.2	218,498	65.6	70,371	21.1	333,109	158,107	47.5	175,002	52.5

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 1-2-4 年齢別・性別人口の推移

## 第3節 土地利用

秋田市における土地利用の状況は、農用地が10.7%、森林が69.0%、原野が0.1%、水面が3.9%、道路が3.7%、宅地が6.2%、その他が6.4%となっています。農用地及び森林、原野の合計が79.8%と、緑地の割合が非常に高くなっています。

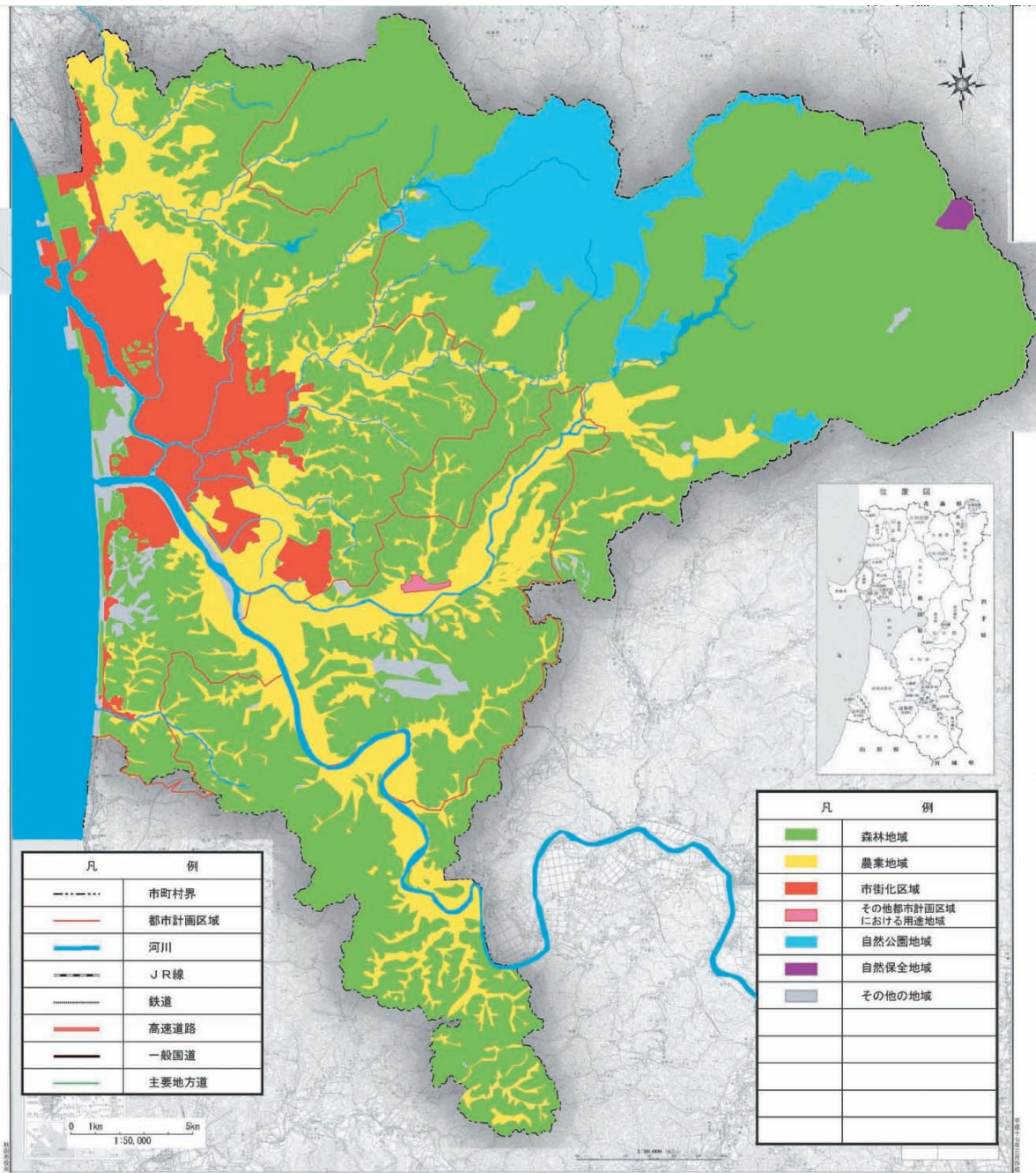
表1-2-6 土地利用現況

利 用 区 分	面積(ha)	構成比(%)
農 用 地	9,701	10.7%
田	8,610	9.5%
畑	729	0.8%
採草放牧地	362	0.4%
森 林	62,496	69.0%
国 有 林	25,417	28.1%
民 有 林	37,079	40.9%
原 野	63	0.1%
水 面 河 川 水 路	3,533	3.9%
水 面	598	0.7%
河 川	2,388	2.6%
水 路	547	0.6%
道 路	3,312	3.7%
一 般 道	2,526	2.8%
農 道	573	0.6%
林 道	213	0.2%
宅 地	5,650	6.2%
住 宅 地	3,263	3.6%
工 業 用 地	X	X
そ の 他 宅 地	X	X
そ の 他	5,812	6.4%
合 計	90,567	100.0%

資料：利用区分別面積の推移に関する資料（秋田県）  
（平成17年10月1日現在）

※工業用地欄及びその他の宅地欄の「×」は、工業統計表において公表を控えた箇所、又は控えたことにより面積の算出（推計）ができない箇所を示す。





資料：秋田県土地利用基本計画 平成13年3月秋田県

図1-2-5 土地利用状況

第4節 公共公益施設

2-4-1 集会施設

秋田市の集会施設は全市で32施設立地しています。そのうち旧秋田市の市街地において29施設、河辺地区2施設、雄和地区は1施設が立地しています。

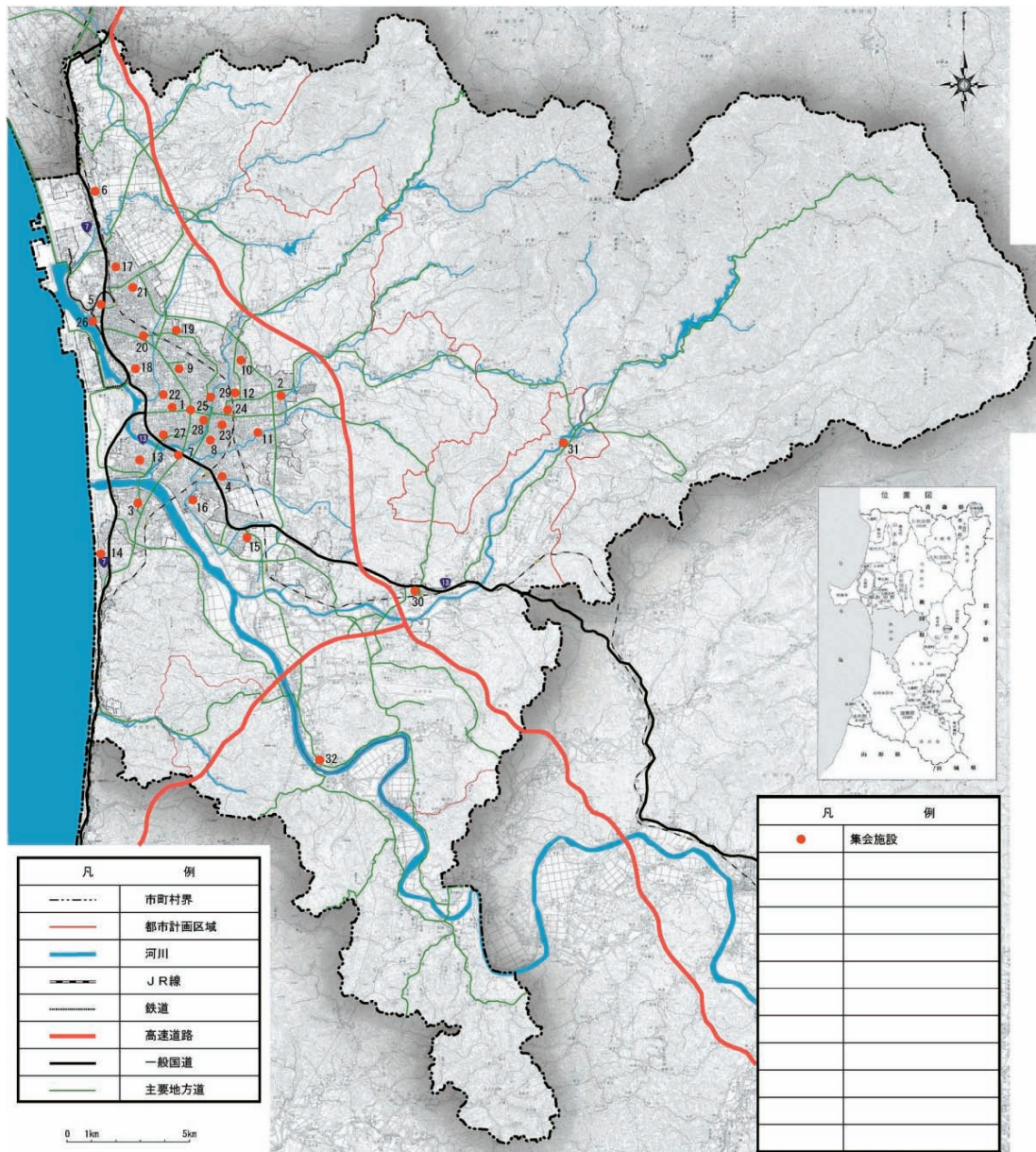


図1-2-6 集会施設

番号	施設名
1	中央公民館
2	東部公民館
3	西部公民館
4	南部公民館
5	土崎公民館
6	北部公民館
7	茨島地区コミュニティセンター
8	檜山地区コミュニティセンター
9	泉地区コミュニティセンター
10	旭川地区コミュニティセンター

11	東地区コミュニティセンター
12	明徳地区コミュニティセンター
13	勝平地区コミュニティセンター
14	浜田地区コミュニティセンター
15	南地区コミュニティセンター
16	大住地区コミュニティセンター
17	飯島地区コミュニティセンター
18	寺内地区コミュニティセンター
19	外旭川地区コミュニティセンター
20	將軍野地区コミュニティセンター
21	港北地区コミュニティセンター

22	八橋地区コミュニティセンター
23	秋田県労働会館
24	秋田県総合保険センター
25	秋田県社会福祉会館
26	セリオンプラザ
27	川尻地区コミュニティセンター
28	旭北地区コミュニティセンター
29	保戸野地区コミュニティセンター
30	河辺公民館
31	岩見山内地区コミュニティセンター
32	雄和公民館

資料：資料：秋田市資料



2-4-2 体育施設

秋田市の体育施設は全市で48施設立地しています。そのうち旧秋田市に36施設、河辺地区5施設、雄和地区は7施設が立地しています。

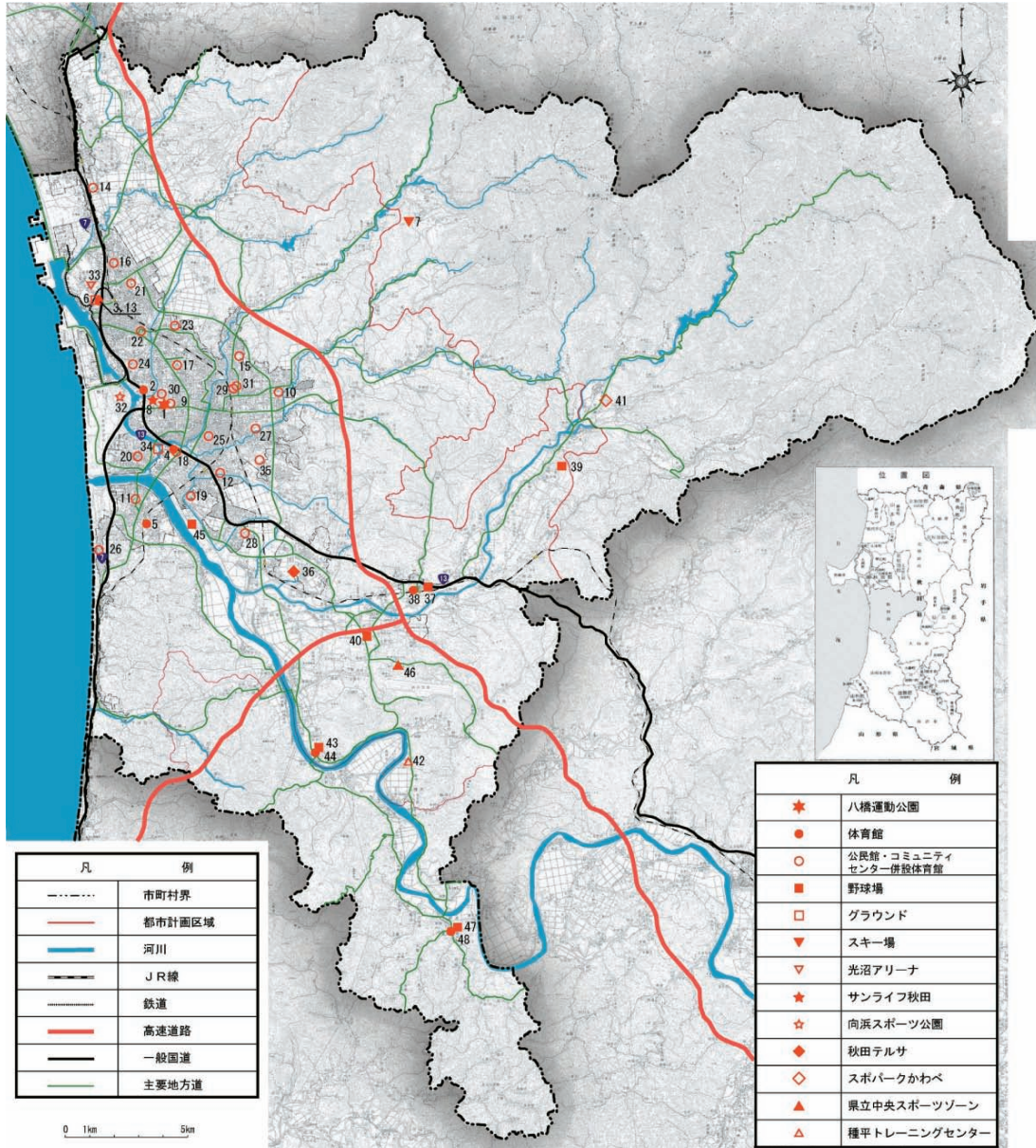


図 1-2-7 体育施設

番号	施設名
1	県立体育館
2	市立体育館
3	土崎体育館
4	茨島体育館
5	西部体育館
6	土崎市民グラウンド
7	太平山スキー場
8	サンライフ秋田
9	中央公民館
10	東部公民館
11	西部公民館
12	南部公民館
13	土崎公民館
14	北部公民館
15	旭川地区コミュニティセンター
16	飯島地区コミュニティセンター

17	泉地区コミュニティセンター
18	茨島地区コミュニティセンター
19	大住地区コミュニティセンター
20	勝平地区コミュニティセンター
21	港北地区コミュニティセンター
22	将軍野地区コミュニティセンター
23	外旭川地区コミュニティセンター
24	寺内地区コミュニティセンター
25	橋山地区コミュニティセンター
26	浜田地区コミュニティセンター
27	東部地区コミュニティセンター
28	南地区コミュニティセンター
29	明徳地区コミュニティセンター
30	八橋地区コミュニティセンター
31	手形コミュニティ体育館
32	県立野球場
33	光沼アリーナ

34	勝平市民グラウンド
35	一ツ森公園コミュニティ体育館
36	秋田テルサ
37	河辺和田野球場
38	河辺体育館
39	河辺岩見三内野球場
40	河辺戸島野球場
41	スポパークかわべ
42	種平トレーニングセンター
43	雄和花の森野球場
44	雄和体育館
45	雄物川河川敷野球場
46	県立中央公園スポーツゾーン
47	雄和新波野球場
48	雄和南体育館

資料：秋田市資料



2-4-3 老人福祉施設

秋田市の老人福祉施設は全市で82施設、障害者福祉施設は40施設立地しています。その多くは旧秋田市の市街地部に立地しており、河辺・雄和地区への立地は少なくなっています。特に河辺地区には障害者福祉施設が立地していません。

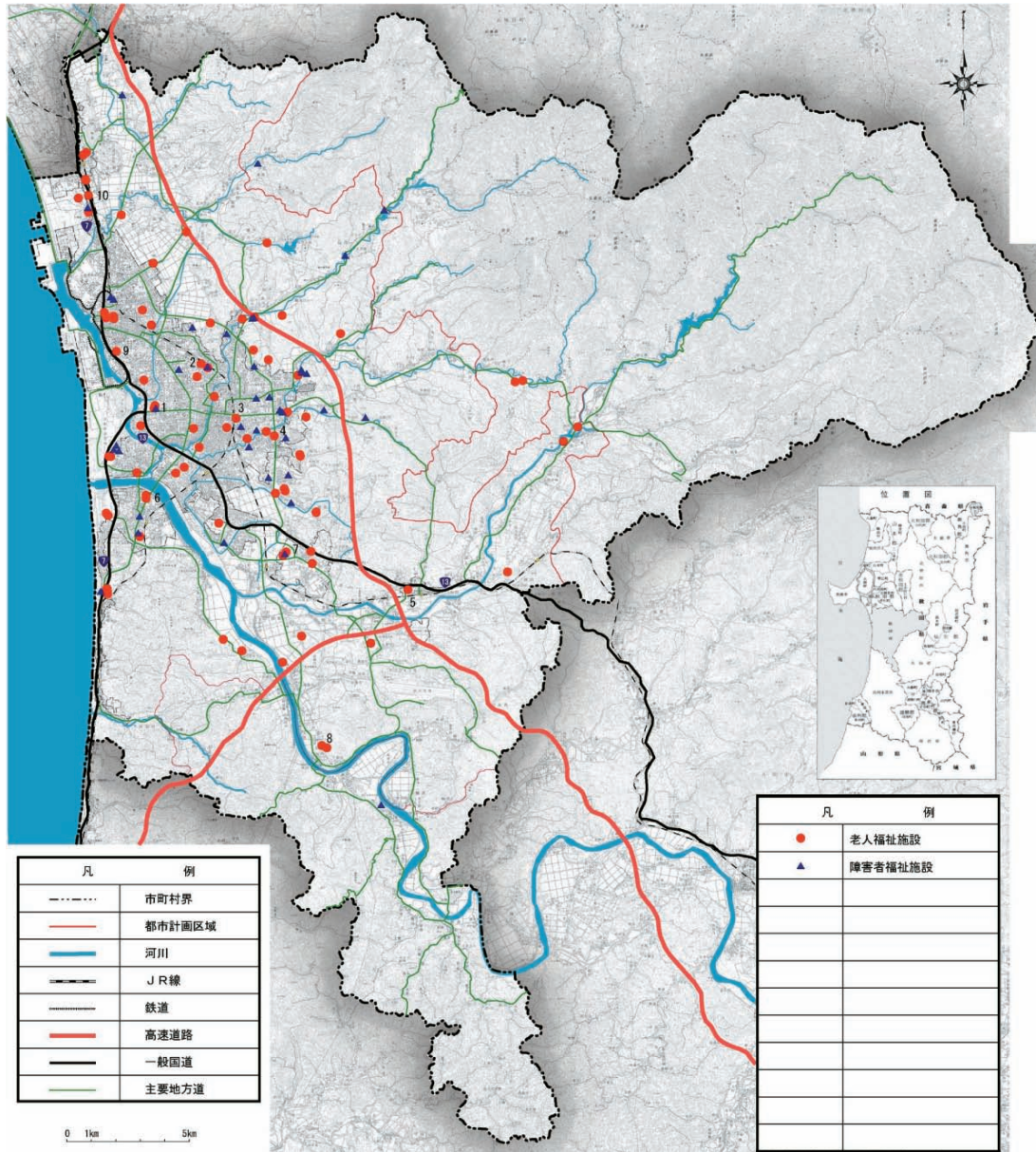


図1-2-8 老人福祉施設・障害者福祉施設

番号	施設名
1	八橋地域包括支援センター社協
2	泉地域包括支援センターリンデンバウム
3	東通地域包括支援センターひだまり
4	桜地域包括支援センター桜の園
5	河辺地域包括支援センター社協
6	新屋地域包括支援センターエンデバー
7	御所野地域包括支援センターけやき
8	雄和地域包括支援センター緑水苑
9	寺内地域包括支援センター寿光園
10	下新城地域包括支援センターニコニコ

老人福祉施設 82施設  
障害者福祉施設 40施設

資料：秋田市資料



2-4-4 児童福祉施設

秋田市の児童福祉施設は全市で64施設が立地しています。そのうち旧秋田市に58施設、河辺地区に3施設、雄和地区に3施設が立地しています。

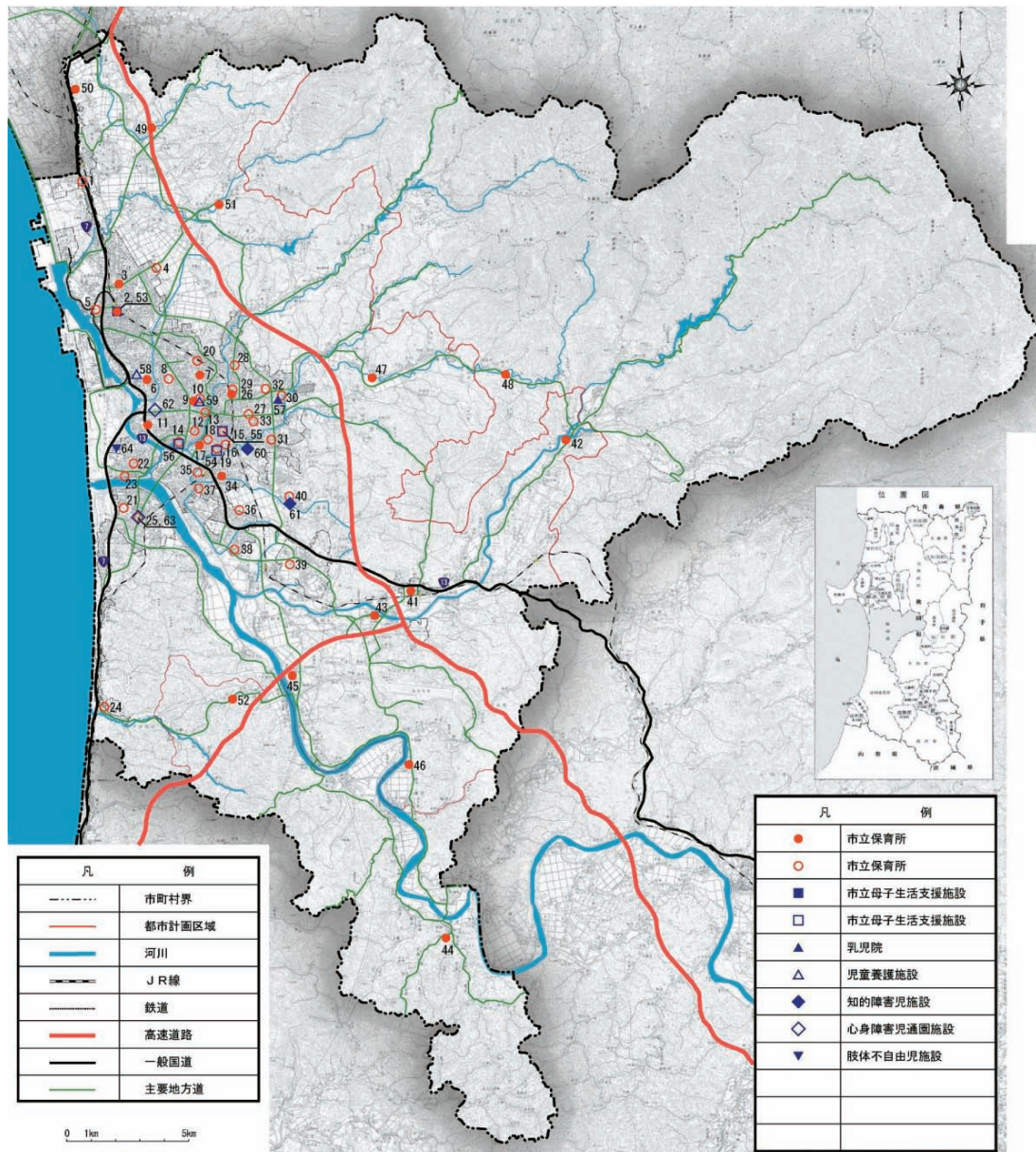


図 1-2-9 児童福祉施設

番号	保育所名	17	川口保育所	34	牛島保育所	51	上新城幼稚園
1	北保育園	18	みどり保育園	35	かんば保育園	52	下浜八田幼稚園
2	土崎保育所	19	城南園	36	あおぞら保育園	53	土崎母子寮
3	港北保育所	20	ウェルビューいずみこども園	37	大野保育園	54	秋田婦人ホーム
4	ふじ保育園	21	日新保育園	38	あおぞら乳児園	55	秋田母子寮
5	あきたチャイルド園	22	勝平保育園	39	ごしよの保育園	56	聖徳会母子寮
6	寺内保育所	23	やまぼと保育園	40	上北手保育園	57	秋田赤十字乳児院
7	泉保育所	24	はねかわ保育所	41	河辺中央保育所	58	感恩講児童保育院
8	白百合保育園	25	グリーンローズ保育園	42	岩見三内保育所	59	聖園天使園
9	保戸野保育所	26	手形第一保育所	43	戸島保育所	60	若竹学園
10	聖園ベビー保育園	27	あさひ保育園	44	新波保育所	61	高清水園
11	川尻保育所	28	ひがし保育園	45	川添保育所	62	秋田県小児療育センター
12	第一ルンビニ園(本園)	29	ひまわり保育園	46	雄和中央保育所	63	オリブ園
13	第一ルンビニ園(分園)	30	こぼと保育園	47	太平幼稚園	64	太平療育園
14	第二ルンビニ園	31	さくら保育園	48	山谷幼稚園		
15	あきた保育園	32	こひつじ保育園	49	金足東幼稚園		
16	楢山保育園	33	こどものくに保育園	50	金足西幼稚園		

資料：秋田市資料

## 第5節 産業概況

## 2-5-1 産業別生産額の推移

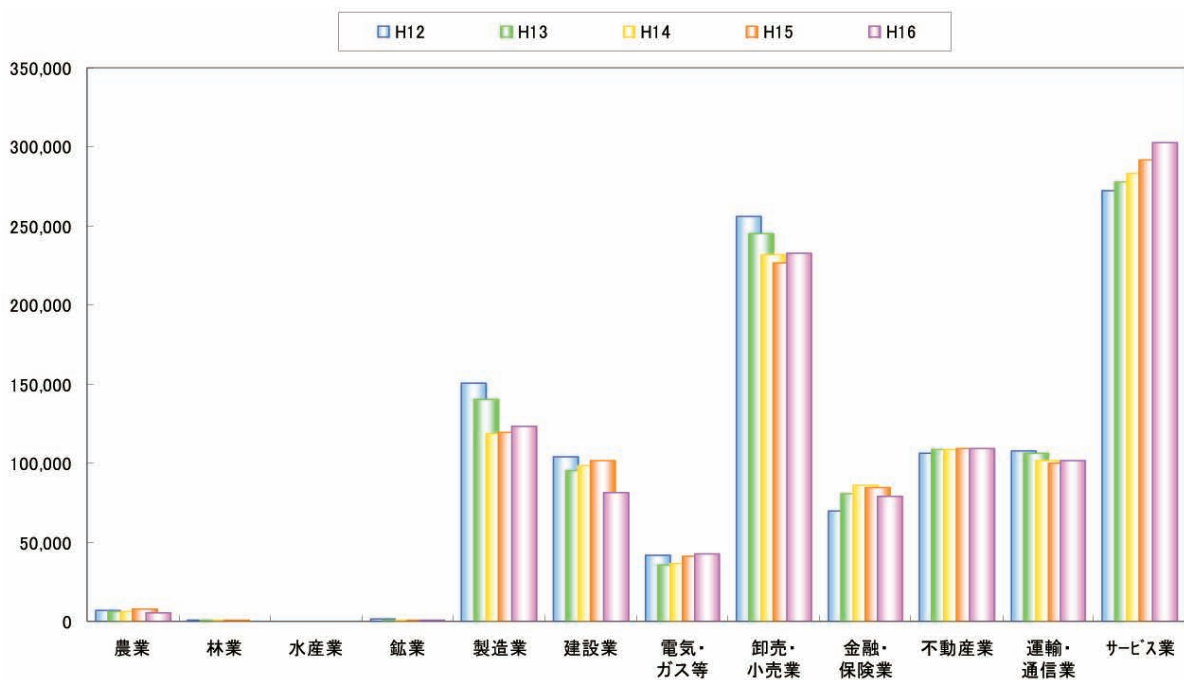
秋田市の産業生産額の推移を以下に示した。第一次産業、第二次産業については、全ての業種において減少傾向がみられ、特に農業、林業、鉱業、建設業で大幅な減少がみられます。

第三次産業は、平成11年、平成14年にやや減少したものの、継続的な増加傾向がみられます。特に不動産業とサービス業は増加傾向が顕著です。卸売・小売業では、平成8年度と比較して、20%程度の大幅な減少が見られます。

表1-2-7 産業別生産額の推移

年度	第一次産業				第二次産業				第三次産業						
	計	農業	林業	水産業	計	鉱業	製造業	建設業	計	電気・ガス等	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	サービス業
平成8	11,747	10,022	1,672	53	293,409	1,789	173,683	117,937	841,980	41,750	295,543	74,053	96,919	112,752	220,963
9	10,257	8,815	1,385	57	283,035	1,250	173,508	108,277	852,002	48,439	286,863	74,065	102,372	110,295	229,968
10	9,109	8,054	997	58	271,942	1,197	159,584	111,161	853,409	45,131	282,856	68,876	103,009	108,935	244,602
11	7,930	7,029	839	62	275,257	1,103	160,433	113,721	842,157	45,527	258,990	69,948	102,605	109,111	255,976
12	7,626	6,739	813	74	256,383	1,288	150,939	104,156	854,504	41,833	256,087	70,103	106,538	107,514	272,429
13	7,241	6,570	590	81	236,697	853	140,618	95,226	853,914	35,905	244,857	80,852	108,546	105,985	277,769
14	6,984	6,447	471	66	218,240	1,107	118,633	98,500	848,450	36,781	231,732	85,924	108,715	101,862	283,436
15	8,108	7,603	435	70	221,424	884	119,146	101,394	853,356	40,966	226,824	84,859	109,119	99,775	291,813
16	6,096	5,697	350	49	205,341	675	123,492	81,174	868,716	42,886	232,429	79,305	109,561	101,561	302,974

資料：秋田県市町村民経済計算



資料：秋田県市町村民経済計算

図1-2-10 産業別生産額の推移

## 2-5-2 観光客の推移

秋田市における観光客数の経年推移をみると、平成9年以降減少を続け、平成13年以降は緩やかな増加傾向がみられます。平成18年では年間観光客数が約724万人となります。

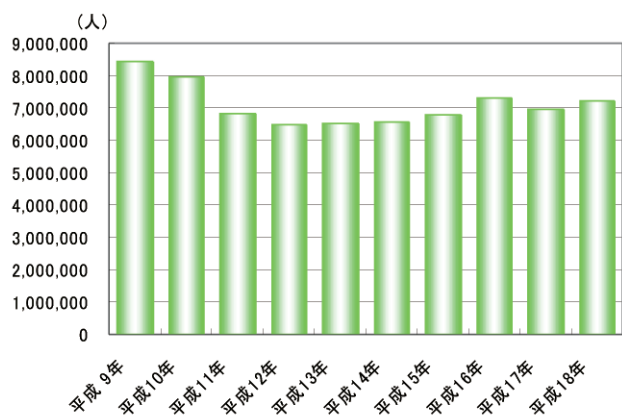
月別の推移をみると過去3年間で同様な傾向を示しており、特に8月に観光客が集中しています。秋田市では8月に東北三大祭のひとつに挙げられる「竿燈まつり」や、雄物川放水路を記念した「雄物川花火大会」が開催され、特に「竿燈まつり」では約138万人もの観光客が集い、大いに賑わいをみせています。

表 1-2-8 観光客数の経年推移

	観光客数(人)	増減数(人)	増減率(%)
平成9年	8,429,831	753,183	9.8
平成10年	7,960,847	-468,984	-5.6
平成11年	6,811,531	-1,149,316	-14.4
平成12年	6,479,804	-331,727	-4.9
平成13年	6,521,385	41,581	0.6
平成14年	6,549,399	28,014	0.4
平成15年	6,771,188	221,789	3.4
平成16年	7,317,718	546,530	8.1
平成17年	6,947,494	-370,224	-5.1
平成18年	7,235,397	287,903	4.1

※平成17年以前の数値は旧河辺町、旧雄和町を含んだ数値である。

資料：平成18年秋田県観光統計



資料：平成18年秋田県観光統計

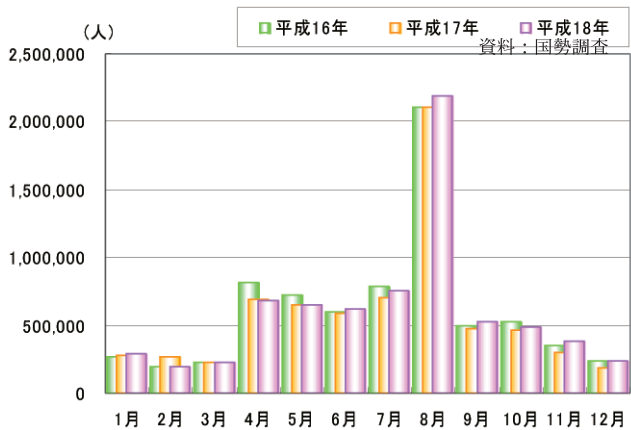
図 1-2-1 観光客数の経年推移

表 1-2-9 月別観光客数の推移

	観光客数(人)		
	平成16年	平成17年	平成18年
1月	264,930	282,207	285,675
2月	193,470	265,570	198,960
3月	230,878	231,666	229,803
4月	813,943	690,541	679,915
5月	718,694	647,809	651,712
6月	603,258	591,496	621,412
7月	782,876	698,002	749,183
8月	2,107,777	2,108,384	2,194,097
9月	495,591	475,432	522,039
10月	522,606	465,778	481,264
11月	348,162	299,815	382,414
12月	235,533	190,794	238,923
年計	7,317,718	6,947,494	7,235,397

※平成17年以前の数値は旧河辺町、旧雄和町を含んだ数値である。

資料：平成18年秋田県観光統計



資料：平成18年秋田県観光統計

図 1-2-2 月別観光客数の推移



第6節 教育・文化

2-6-1 幼稚園

秋田市内には公立、私立を併せ、33箇所の幼稚園が立地しています。うち32箇所は旧秋田市の市街地部に立地し、河辺地区には1箇所が立地しています。

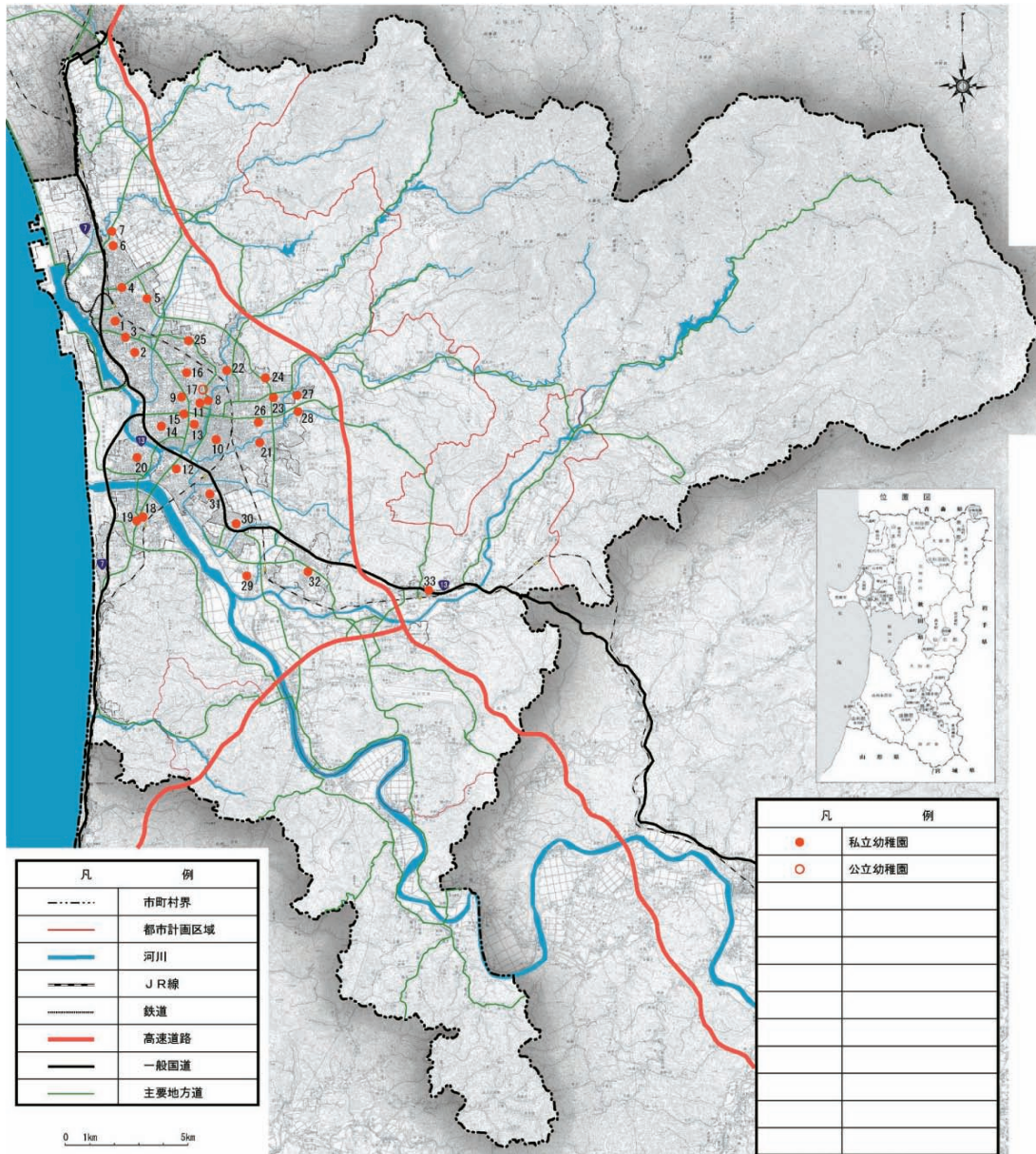


図1-2-13 幼稚園位置図

番号	幼稚園名
1	土崎幼稚園
2	高清水幼稚園
3	土崎カトリック幼稚園
4	港北幼稚園
5	将軍野幼稚園
6	飯島幼稚園
7	けやき平幼稚園
8	聖使幼稚園
9	秋田幼稚園
10	聖霊女子短期大学付属幼稚園

11	聖園学園短期大学附属幼稚園
12	ノースアジア大学附属のびのび幼稚園
13	なかよし幼稚園
14	山王幼稚園
15	わかば幼稚園
16	ひかり幼稚園
17	国立秋田大学教育文化学部附属幼稚園
18	新屋幼稚園
19	ルーテル愛児幼稚園
20	勝平幼稚園
21	こまどり幼稚園

22	秋田市旭川幼稚園
23	広面幼稚園
24	手形山幼稚園
25	外旭川幼稚園
26	秋田東幼稚園
27	下北手幼稚園
28	ノースアジア大学附属さくら幼稚園
29	四ツ小屋幼稚園
30	仁井田幼稚園
31	秋田太陽幼稚園
32	御所野幼稚園
33	和田幼稚園

資料：秋田市資料



2-6-2 小学校

秋田市内には49校の小学校が立地しています。うち41校は旧秋田市に立地し、河辺地区には4校、雄和地区には4校が立地しています。

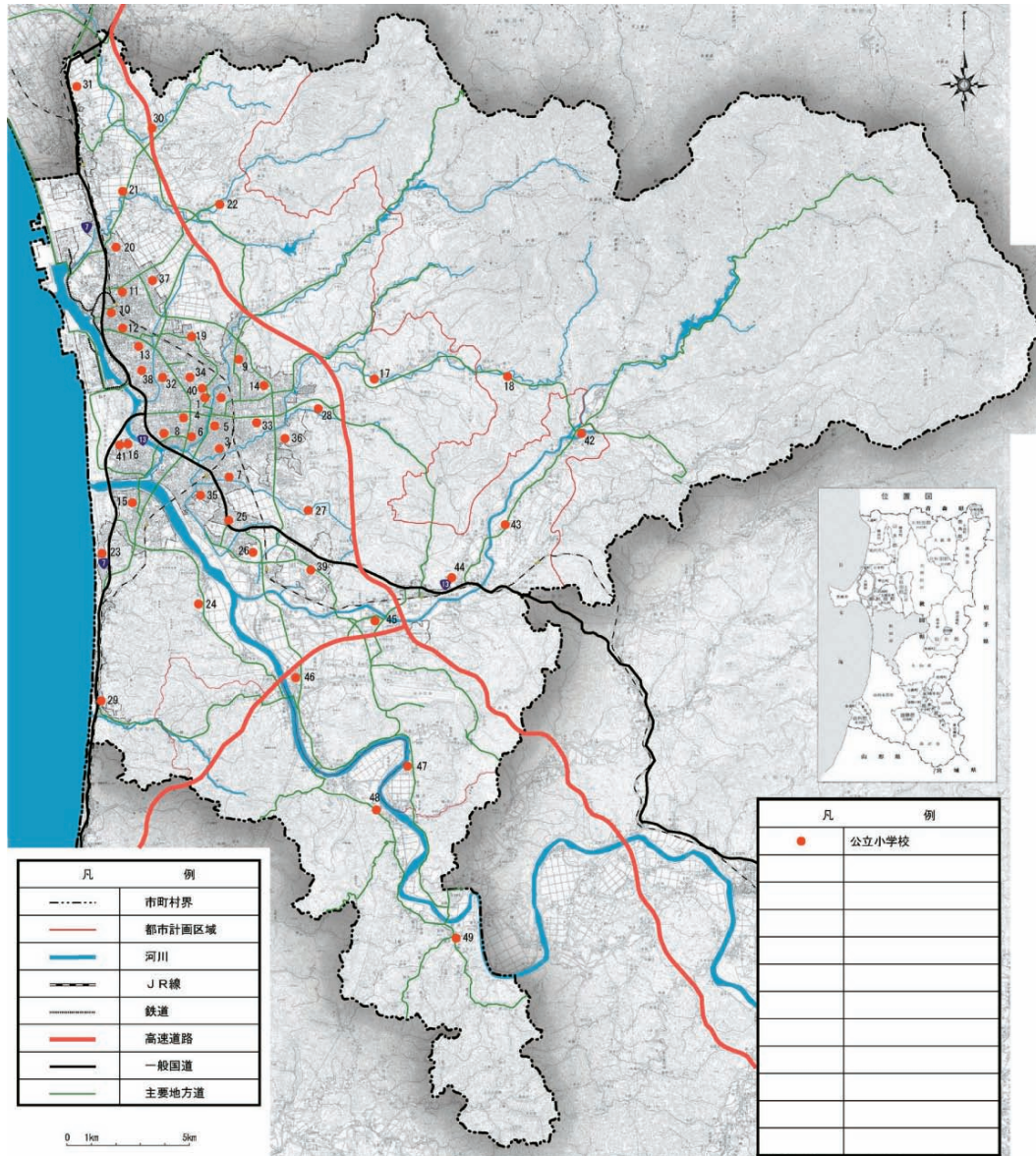


図1-2-14 小学校位置図

番号	学校名
1	保戸野小学校
2	明德小学校
3	築山小学校
4	旭北小学校
5	中通小学校
6	旭南小学校
7	牛島小学校
8	川尻小学校
9	旭川小学校
10	土崎小学校
11	港北小学校
12	土崎南小学校
13	高清水小学校
14	広面小学校
15	日新小学校
16	勝平小学校

17	太平小学校
18	山谷小学校
19	外旭川小学校
20	飯島小学校
21	下新城小学校
22	上新城小学校
23	浜田小学校
24	豊岩小学校
25	仁井田小学校
26	四ツ小屋小学校
27	上北手小学校
28	下北手小学校
29	下浜小学校
30	金足東小学校
31	金足西小学校
32	八橋小学校
33	東小学校

34	泉小学校
35	大住小学校
36	桜小学校
37	飯島南小学校
38	寺内小学校
39	御所野小学校
40	秋大付属小学校
41	勝平小学校千秋分校
42	岩見三内小学校
43	赤平小学校
44	河辺小学校
45	戸島小学校
46	川添小学校
47	種平小学校
48	戸米川小学校
49	大正寺小学校

資料：秋田市資料



2-6-3 中学校

秋田市内には公立、私立を併せ、27校の中学校が立地しています。うち24校は旧秋田市に立地し、河辺地区には2校、雄和地区には1校が立地しています。

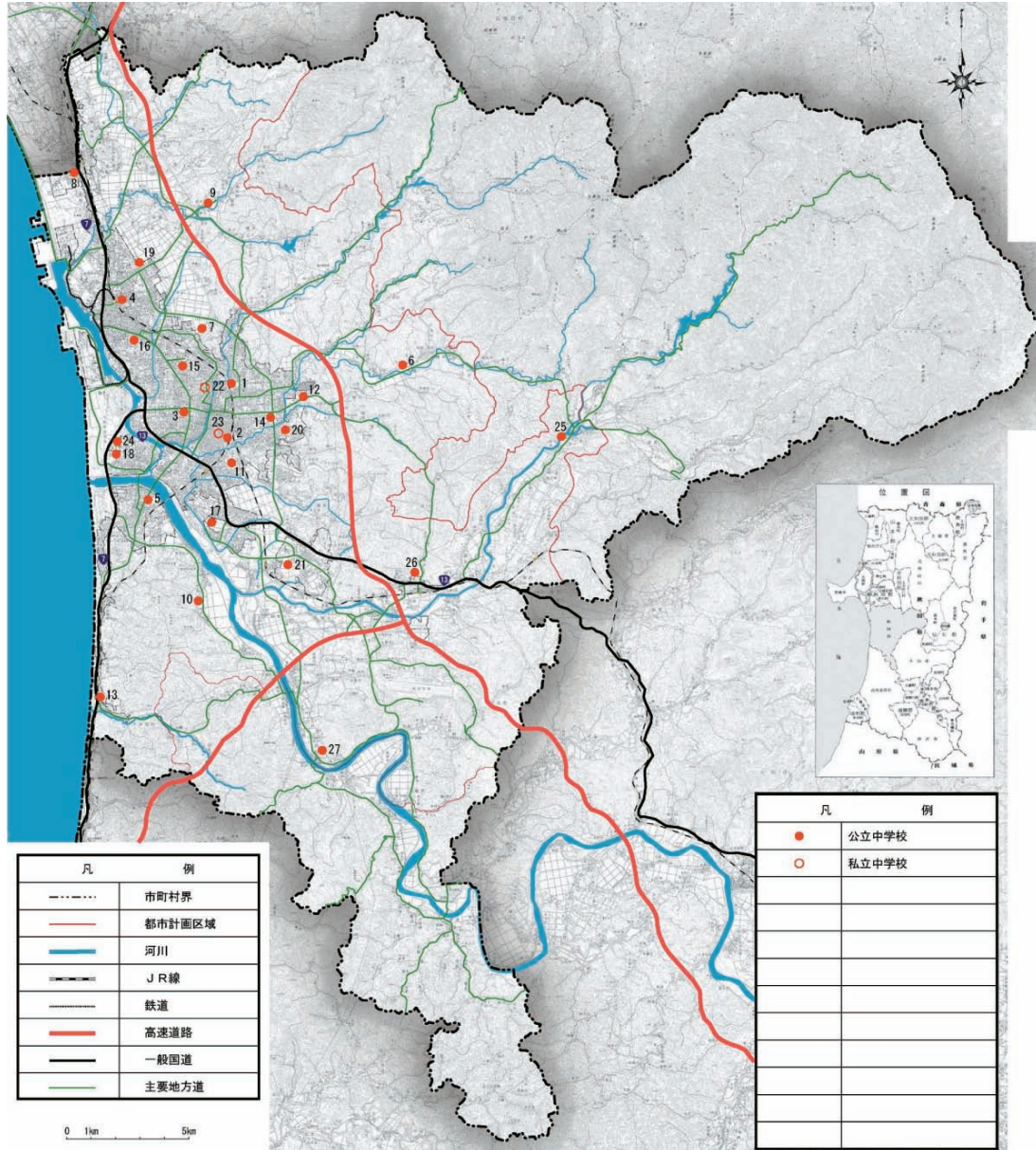


図1-2-15 中学校位置図

番号	学校名
1	秋田東中学校
2	秋田南中学校
3	山王中学校
4	土崎中学校
5	秋田西中学校
6	太平中学校
7	外旭川中学校
8	秋田北中学校
9	上新城中学校
10	豊岩中学校

11	城南中学校
12	下北手中学校
13	下浜中学校
14	城東中学校
15	泉中学校
16	将軍野中学校
17	御野場中学校
18	勝平中学校
19	飯島中学校
20	桜中学校
21	御所野学院中学校

22	秋大附属中学校
23	聖霊短大付属中学校
24	勝平中学校千秋分校
25	岩見三内中学校
26	河辺中学校
27	雄和中学校

資料：秋田市資料



2-6-4 高等学校・大学等

秋田市内には公立、私立を併せ、15校の高等学校と、11校の大学（短大等含む）が立地しています。高等学校は全て旧秋田市に立地しており、大学も10校が立地しています。国際教養大学だけが、雄和地区に立地しており、河辺地区には立地していません。

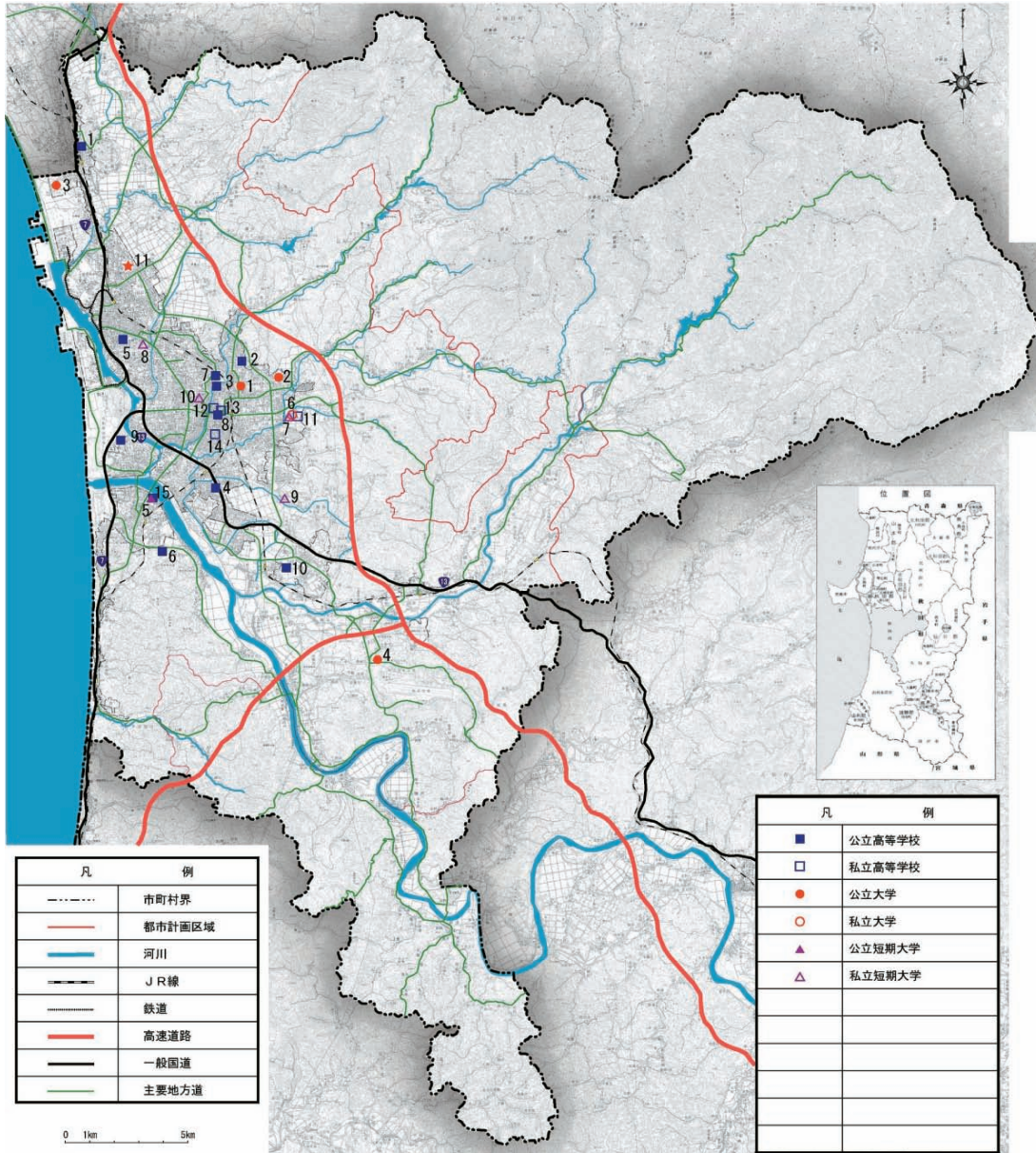


図1-2-16 高等学校・大学等位置図

高等学校	
番号	学校名
1	金足農業高等学校
2	秋田高等学校
3	秋田北高等学校
4	秋田南高等学校
5	秋田中央高等学校
6	新屋高等学校
7	秋田工業高等学校
8	秋田明德館高等学校
9	秋田商業高等学校
10	御所野学院高等学校
11	秋田経済法科大学附属高等学校
12	秋田和洋女子高等学校
13	国学館高等学校
14	聖霊女子短期大学付属高等学校
15	秋田公立美術工芸短期大学付属校高等学院

大学、短期大学、高等専門学校	
番号	学校名
1	秋田大学(教育文化部)
2	秋田大学(医学部)
3	秋田県立大学
4	国際教養大学
5	秋田公立美術工芸短期大学
6	ノースアジア大学
7	秋田栄養短期大学
8	聖霊女子短期大学
9	日本赤十字秋田短期大学
10	聖園学園短期大学
11	秋田工業高等専門学校

資料：DATA魁年鑑2007



## 第7節 歴史的環境

秋田市における指定文化財の状況を下表に示します。

秋田市では、国、県、市を併せて186の有形文化財、4の無形文化財、22の民俗文化財、31の記念物、合計243が指定文化財として指定されています。

特に有形文化財（建造物）においては、中心市街地付近への立地が多く見られ、藩政時代における佐竹家に縁のあるものが数多くみられます。

このうち有形文化財（建造物）、記念物（史跡）、記念物（名勝）、記念物（天然記念物）について、次頁に位置図を示します。

表1-2-10 指定文化財の状況

種 別		国	県	市	計
有形文化財	建造物	8	2	8	18
	絵画	1	5	14	20
	彫刻	1	10	18	29
	工芸	—	25	20	45
	書跡・古文書	1	11	18	30
	考古資料	2	7	10	19
	歴史資料	1	6	18	25
無 形 文 化 財		—	2	2	4
民俗文化財	有形民俗文化財	2	3	5	10
	無形民俗文化財	2	1	9	12
記念物	史跡	3	4	9	16
	名勝	1	—	1	2
	天然記念物	1	1	11	13
合 計		23	77	143	243

資料：秋田市資料

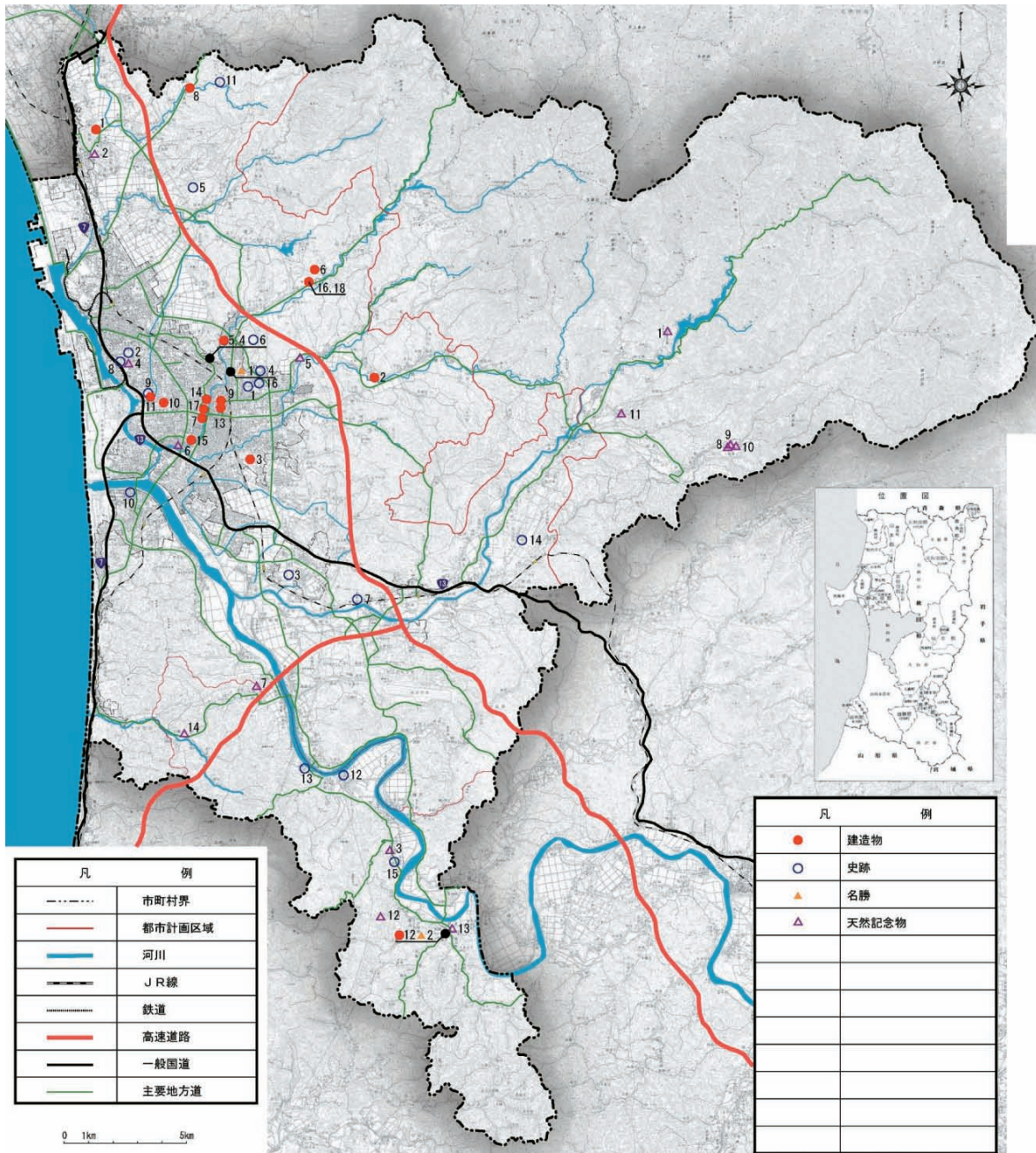


図1-2-17 文化財位置図

建造物		史跡		名勝		天然記念物	
番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	旧奈良家住宅(1棟)	1	平田篤胤墓	1	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	1	筑紫森岩脈
2	嵯峨家住宅(2棟)	2	秋田城跡	2	新波神社の境内(一式)	2	女潟湿原植物群落
3	旧黒澤家住宅(5棟)	3	地藏田遺跡	3	地蔵田遺跡	3	里宮の大杉(1本)
4	天徳寺(4棟)	4	如斯亭	4	如斯亭	4	旭さし木(けやき)(1本)
5	佐竹家霊屋(1棟)	5	上代煮跡	5	上代煮跡	5	柳田のけやき(1本)
6	藤倉水源地道施設(一構)	6	万固山天徳寺	6	万固山天徳寺	6	川口のいちょう(1本)
7	旧秋田銀行本店本館(1棟)	7	豊島館	7	豊島館	7	八田の親杉(1本)
8	文庫蔵1棟、表門1棟、鎮守社1	8	菅江真澄の墓	8	菅江真澄の墓	8	つつじ(1本)
9	彌高神社(2棟)			9	全良寺官修墓地	9	いちい(3本)
10	日吉八幡神社(4棟12基)			10	栗田神社	10	もみの木(1本)
11	石造り五重塔(1基)			11	黒川ロータリー式5号井(1基)	11	やまぶどう(1本)
12	腰組み細工基礎建築(一式)			12	街道の松(3本)	12	繋一の坂の大杉(1本)
13	御物頭御番所(1棟)			13	終墓(1基)	13	竹の花の一本杉(1本)
14	秋田聖教天主教会聖堂(1棟)			14	大張野行在所跡	14	白幡の森
		15	松倉家住宅(住宅1棟、土蔵2棟)	15	露月山廬書斎(一式)		
		16	補陀寺山門(1棟)	16	柳沢遺跡		
		17	旧金子家住宅(住宅1棟、土蔵1棟)				
		18	補陀寺本堂(1棟)				

資料：秋田市資料

## 第8節 公害発生状況

## 2-8-1 大気汚染の状況

秋田市の大気汚染物質の状況は以下に示した通りであるが、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、環境基準を満たしています。しかし、光化学オキシダントについては、将軍野局、広面局ともに1時間の最高値の環境基準値0.08ppmを超えているが、光化学オキシダント注意報の発令基準である0.12ppmは下回っています。

表1-2-1 大気汚染物質の状況

調査地点	二酸化硫黄		二酸化窒素		浮遊粒子状物質		一酸化炭素		光化学オキシダント	
	年平均値	1時間値の最高値(ppm)	年平均値	1時間値の最高値(ppm)	年平均値	1時間値の最高値(ppm)	年平均値	1時間値の最高値(ppm)	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値の最高値(ppm)
山王	0.001	0.013	0.013	0.057	0.017	0.097	-	-	-	-
土崎	0.004	0.031	0.013	0.059	0.013	0.127	-	-	-	-
新屋	0.000	0.006	0.009	0.051	0.016	0.131	-	-	-	-
上新城	0.000	0.021	-	-	0.013	0.111	-	-	-	-
太平	0.000	0.009	-	-	0.012	0.085	-	-	-	-
添川	0.000	0.015	-	-	0.011	0.100	-	-	-	-
堀川	0.004	0.026	0.004	0.037	0.015	0.134	-	-	-	-
将軍野	0.003	0.022	0.006	0.041	0.023	0.119	-	-	0.034	0.095
茨島	0.002	0.031	0.020	0.092	0.020	0.141	0.4	1.8	-	-
仁井田	0.000	0.006	0.009	0.051	0.014	0.129	-	-	-	-
広面	-	-	0.008	0.045	0.014	0.144	-	-	0.030	0.090

注) 数値は平成18年数値

資料: 平成19年版 秋田市の環境

## 2-8-2 水質汚染の状況

主要河川におけるBOD平均値の推移を下表に示した。過去10年の経年変化をみると、猿田川や草生津川において、継続的なBOD平均値の低下がみられます。その他の河川においても、あまり大きな変化はみられないが、改善傾向にあります。

表1-2-1 2 主要河川におけるBOD平均値の推移

各年度間 単位: mg/l

年度	新城川		草生津川	旭川				太平川			猿田川	旧雄物川
	新城橋	新城川橋	面影橋	藤倉橋	添川橋	川口橋	新旭橋	地主橋	松崎橋	太平川橋	関橋	港大橋
平成8年度	0.8	1.9	4.4	0.5	0.6	1.4	2.0	0.5	0.9	2.8	5.1	1.4
9	0.8	1.3	5.3	0.6	0.6	0.9	1.6	0.6	0.7	2.0	4.1	1.4
10	0.7	1.0	3.1	0.5	0.5	0.7	1.2	5.0	0.6	1.5	3.1	1.1
11	0.5	1.7	3.0	0.5	0.5	0.9	1.2	0.5	0.6	2.3	2.6	0.9
12	1.4	3.2	4.1	1.0	0.9	1.4	1.9	0.8	1.2	2.6	2.8	1.3
13	1.7	2.3	3.2	1.0	1.4	1.6	2.6	1.1	1.8	2.9	2.5	2.0
14	0.8	1.3	2.2	0.5	0.6	0.6	1.0	0.5	0.6	1.5	1.9	0.7
15	0.8	1.4	2.1	0.6	0.6	0.7	1.3	0.6	0.8	1.4	1.6	0.7
16	0.6	0.9	2.0	0.6	0.7	0.6	1.0	0.7	0.7	1.2	1.5	1.0
17	0.9	1.7	2.1	0.6	0.6	0.9	1.2	0.6	0.6	1.3	1.4	0.9
18	1.0	1.2	2.1	0.6	0.7	0.7	1.0	0.7	0.9	1.5	1.8	1.0

資料: 平成19年版 秋田市の環境

BOD: (Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量) 水の汚染の度合いを表す。主に河川の汚濁状況を見る指標で、水中の微生物が汚染物質を分解するのに必要な酸素の量のこと。値が大きければ水質汚濁が進んでいる。



## 第3章 その他の地域概況

## 第1節 レクリエーション施設

本市における主なレクリエーション施設を下表に整理しました。本市のレクリエーション施設は、ゲートボール場1箇所、ゴルフ場7箇所、水泳プール3箇所、スケート場1箇所、海水浴場2箇所、動物園1箇所、植物園2箇所、キャンプ場4箇所、展望施設2箇所、屋内体育施設3箇所、トレーラーハウス1箇所、フィールドアスレチック場1箇所、スキー場1箇所、園地1箇所、サイクリングコース3路線等があり、市内各所に多種多様な施設が立地しています。また、この他にも体育施設で挙げた体育館や野球場、グラウンドが立地しています。

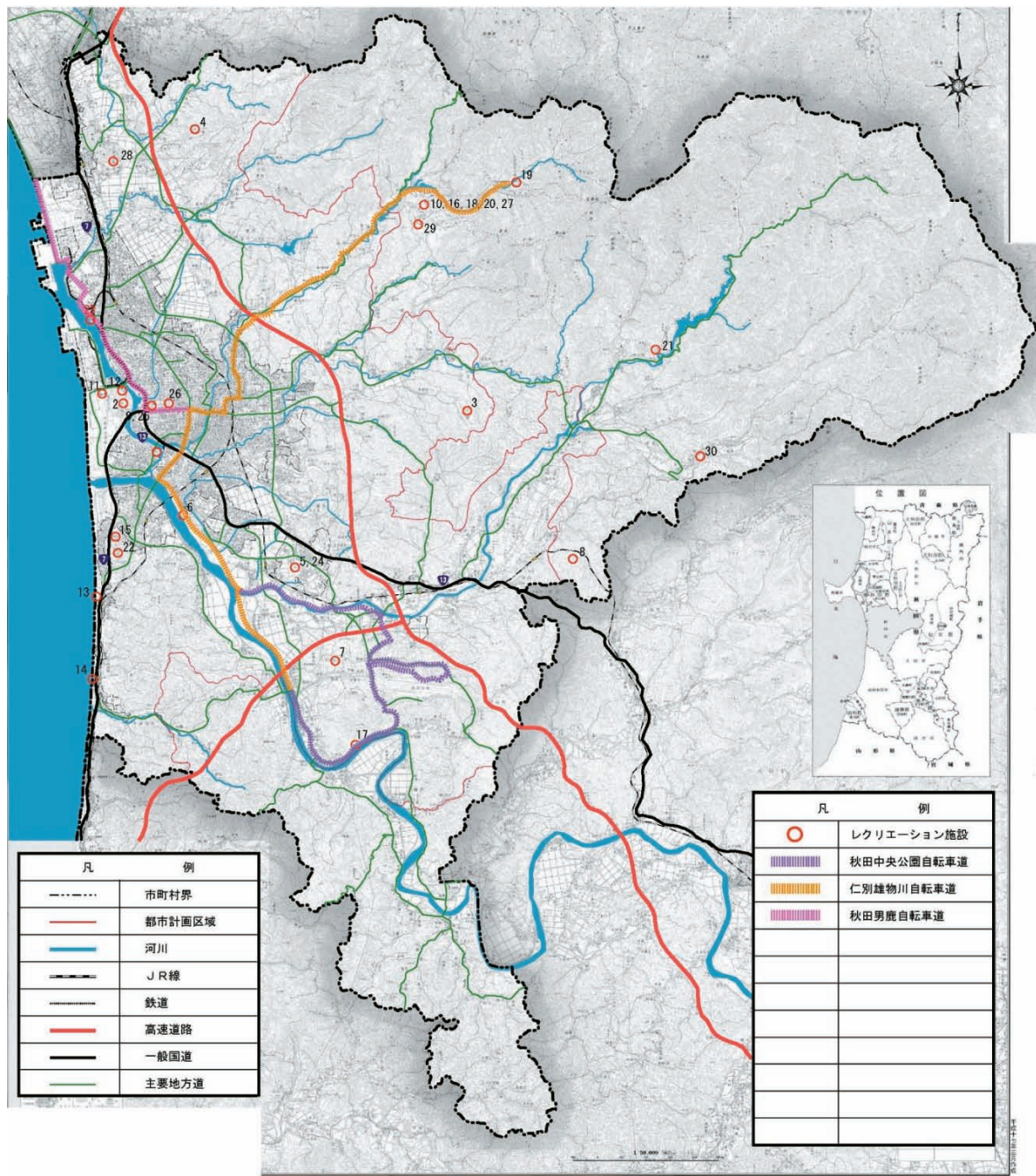
これらの施設を総合的にみると、太平山リゾート公園、八橋運動公園、小泉瀉公園、一つ森公園、県立中央公園等、大規模な公園（総合公園や広域公園等）に整備されています。

雄物川、岩見川、旭川沿線においては、これらの施設を有機的につなぐように、サイクリングコースが整備されています。

表1-3-1 レクリエーション施設

No.	種別	名称
1	ゲートボール場	勝平屋内ゲートボール場
2	ゴルフ場	秋田カントリークラブ
3		秋田太平山カントリークラブ
4		南秋田カントリークラブ
5		リフレッシュガーデン
6		秋田リバーサイドグリーン
7		樺台カントリークラブ
8		ノースハンプトンゴルフ倶楽部
9	水泳プール	サンライフ秋田
10		クアドーム・ザ・プーン
11		県立プール
12	スケート場	県立スケート場
13	海水浴場	桂浜海水浴場
14		下浜海水浴場
15	動物園	大森山動物園
16	植物園	仁別植物園
17		秋田国際ダリア園
18	キャンプ場	秋田市仁別ピクニックの森キャンプ場
19		国民の森キャンプ場
20		太平山リゾート公園オートキャンプ場
21		いこいの森キャンプ場
22	展望施設	大森山公園展望台
23		ポートタワーセリオン
24	屋内体育施設	秋田テルサ
25		サンライフ秋田
26		県立スポーツ会館
27	トレーラーハウス	太平山リゾート公園トレーラーハウス
28	フィールド・アスレチック場	小泉瀉健康広場 アスレチックコース
29	スキー場	太平山スキー場「オーパス」
30	園地	へそ公園
31	サイクリングコース	秋田中央公園自転車道
32		仁別雄物川自転車道
33		秋田男鹿自転車道

資料：秋田市資料



資料：秋田市資料

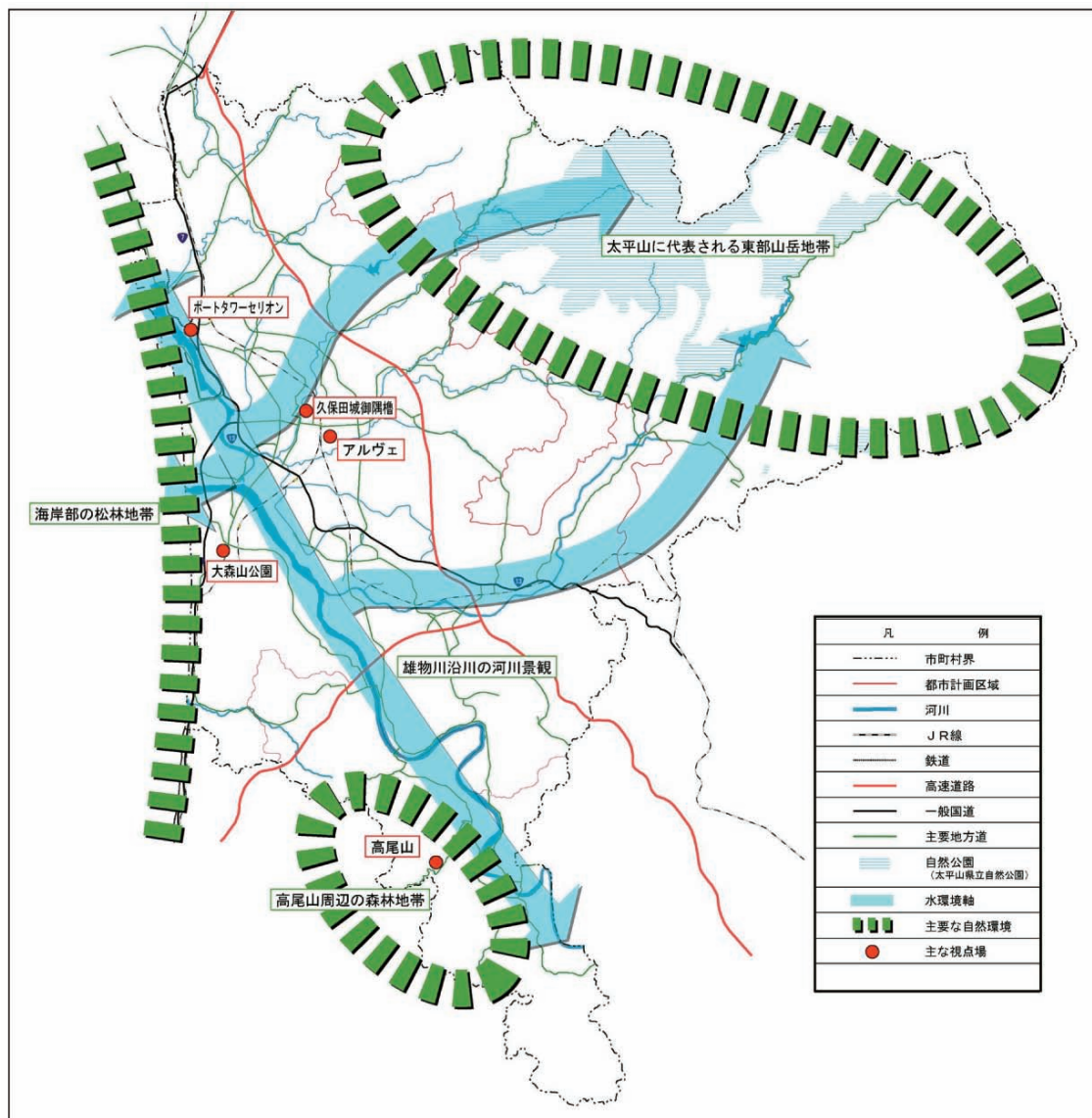
図1-3-1 レクリエーション施設位置図



## 第2節 景観調査

秋田市を代表する景観として、市東部に位置する太平山に代表される東部山岳地帯、市南部に位置する高尾山周辺の森林地帯、市西部の海岸部に位置する松林地帯等の自然景観が挙げられます。また、これらを繋ぐように雄物川、岩見川、旭川等の河川が流れ、良好な水辺景観を創出しています。しかし、市西部の松林地帯については、近年松くい虫被害の拡大により、歴史ある松林の景観が損なわれてきており、松くい虫防除等の被害軽減や造林等、保全と再生に向けた活動が行われています。

また、その他の代表的景観として、市街地周縁部や雄物川沿線等に広がる田園景観や、大森山、手形山等に代表される風致地区の自然景観、千秋公園や高清水公園等に代表される歴史的景観が挙げられます。また、市街地における景観も重要な要素です。特に中心市街地においては、遠景に太平山や日本海等の自然景観、近景には建物景観を見ることができます。図に示した視点場からの景観写真を次頁に示します。



出展：自然環境管理計画ネイチャー21をもとに作成

図1-3-2 秋田市における代表的な自然景観

## 【主な視点場からの景観】

主な視点場からの景観を以下に示します。この他にポートタワーセリオンからも360度の展望が可能であり、市内はもちろん、男鹿半島等の遠景も楽しめます。



大森山からの景観（北一東方向）



大森山からの景観（西一南方向）



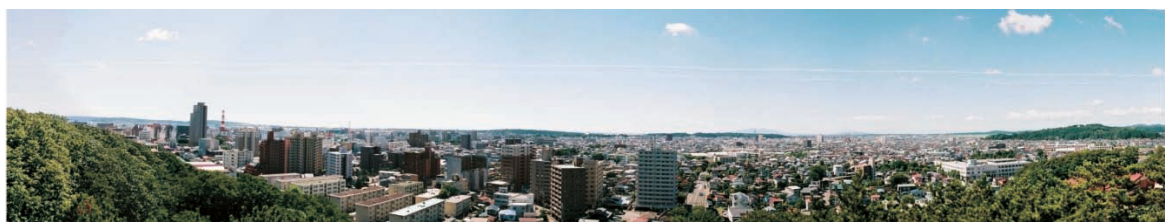
アルヴェからの景観（東方向）



アルヴェからの景観（西方向）



高尾山からの景観（東方向）



久保田城御隅櫓からの景観（西方向）

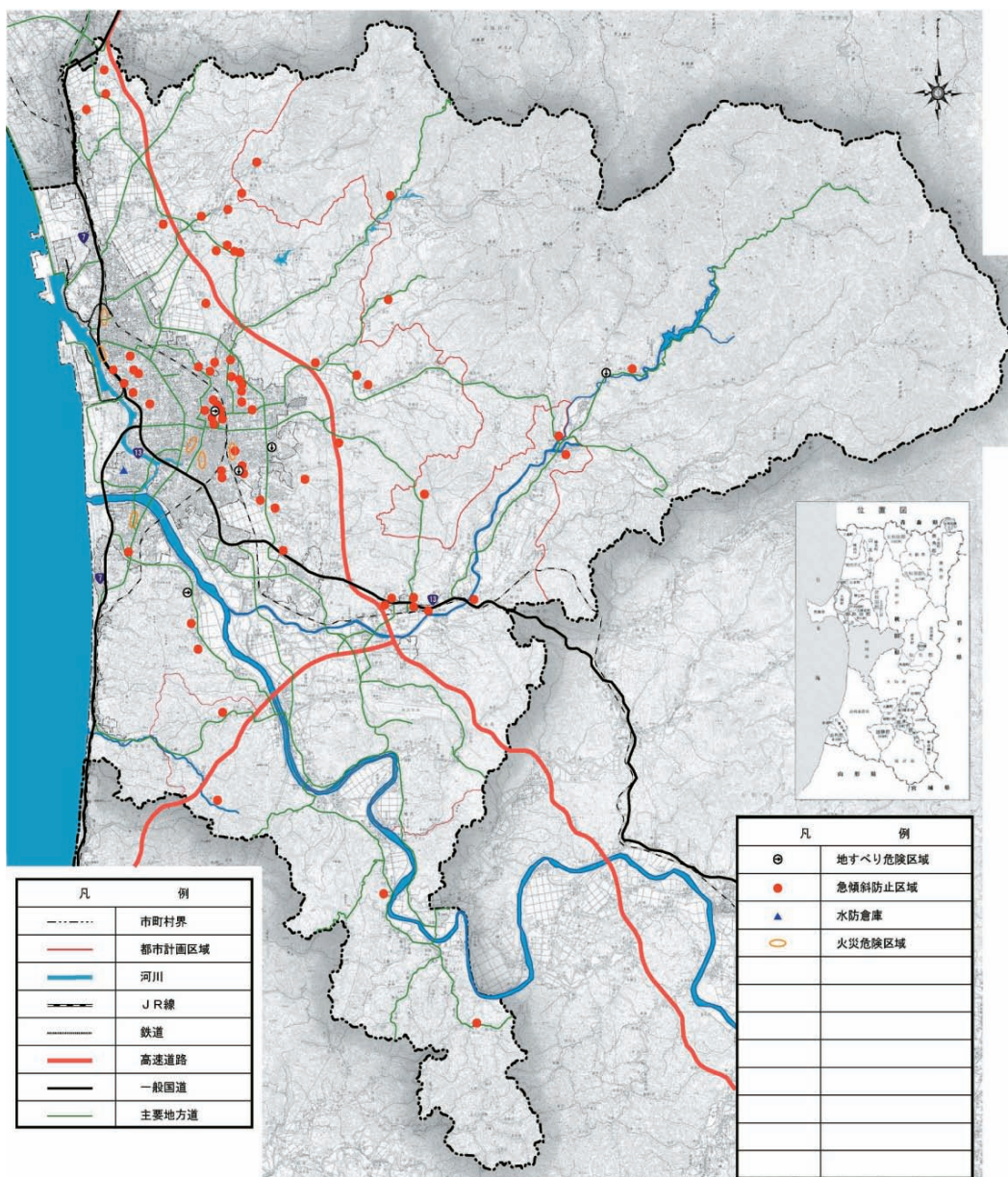


## 第3節 防災調査

## 3-3-1 危険箇所等

本市における危険箇所として、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火災危険区域について下図に示します。

地すべり防止区域は、千秋公園、一つ森公園、手形山風致地区等でみられます。急傾斜地崩壊危険区域は、高清水風致地区、焼山風致地区、手形山風致地区、城跡風致地区、金照寺山風致地区、金足風致地区等の風致地区に指定されている地区や千秋公園、一つ森公園に集中しています。火災危険区域については、袋小路や一方通行、狭隘区間等、道路事情の悪い土崎地区、東通地区でみられるほか、住宅等の建築物が密集している檜山地区、大町地区、旭南地区にみられます。また、傾斜地に住宅が立地している新屋表町も火災危険区域とされています。



出展：秋田地域振興局 管内図をもとに作図

図1-3-3 危険箇所等位置図



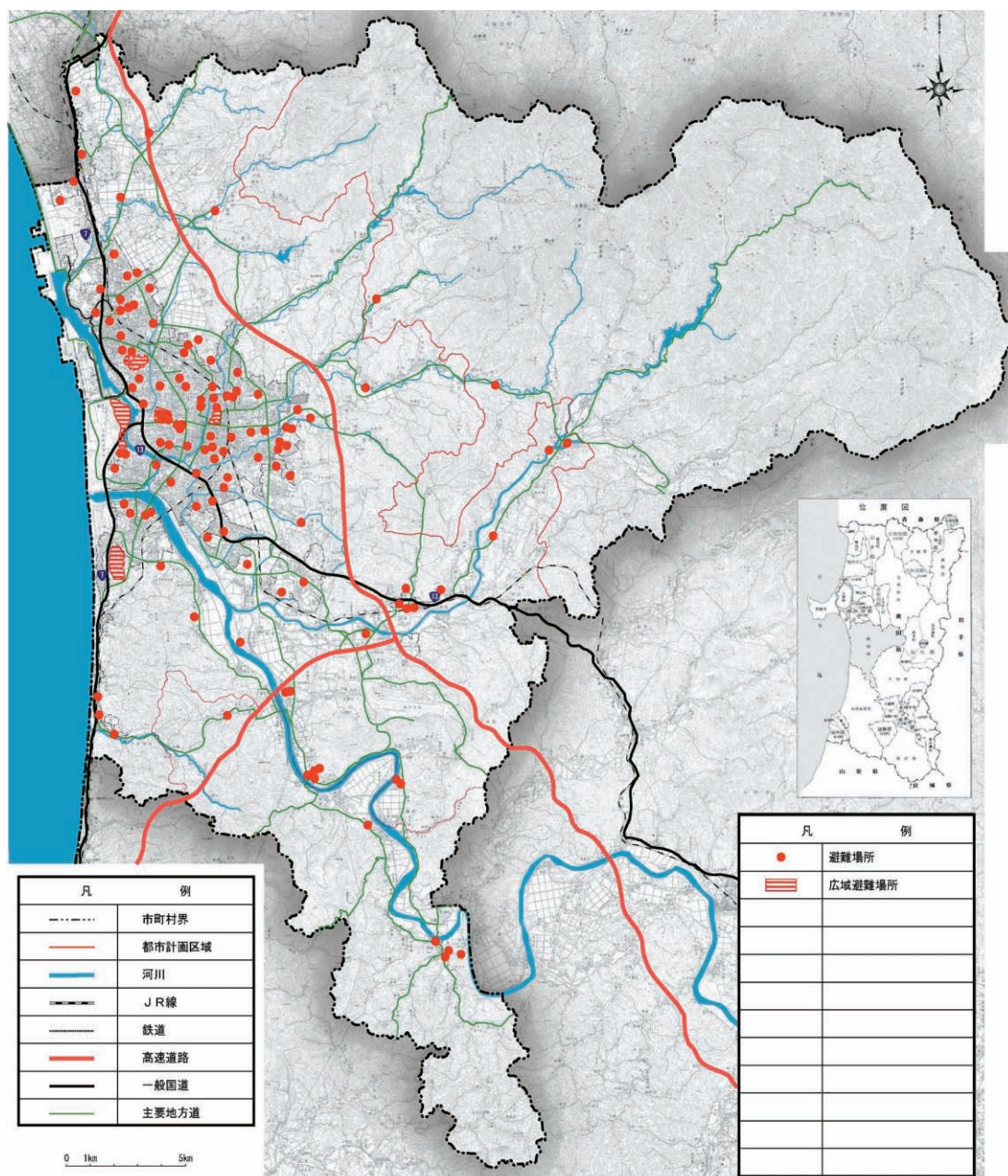
### 3-3-2 避難場所

本市における避難場所を下図に示します。

避難場所は市内で127箇所指定されています。主に小・中・高等学校・高等専門学校のグラウンド及び、概ね0.25ha以上の面積を有する都市公園が指定されています。

また、これらの避難場所のうち、高清水公園、千秋公園、八橋運動公園、秋田カントリークラブグリーン、大森山公園の5箇所については、広域避難場所として指定されています。

広域避難場所とは、火災の延焼拡大等により避難場所が危険な状態になった場合の避難場所であり、面積が概ね10ha以上の公園等が指定されています。



出展：秋田市地域防災計画

図1-3-4 避難場所位置図

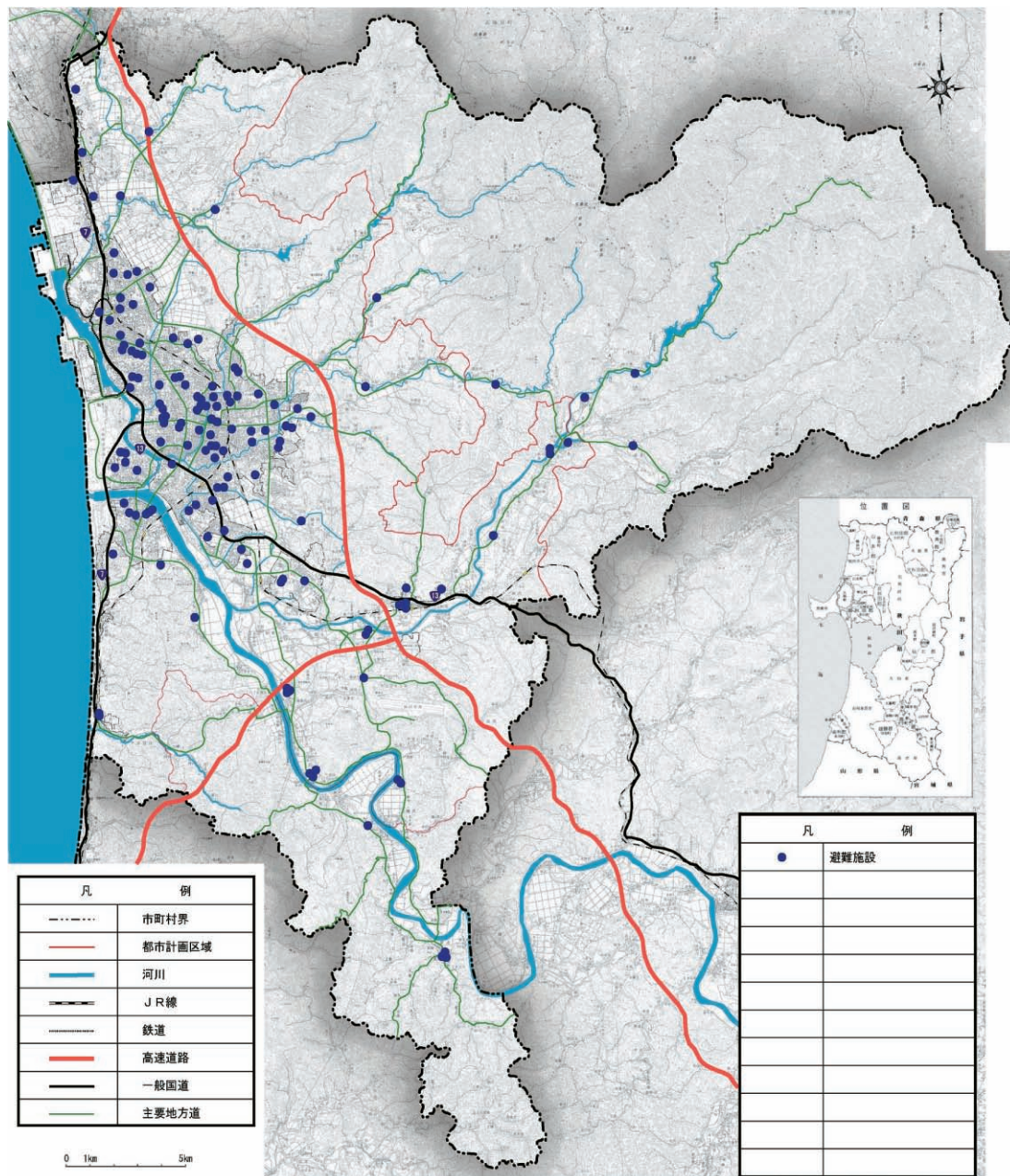


### 3-3-3 避難施設

本市における避難施設を下図に示します。

避難施設とは、火災や建物の崩壊等により居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的とした施設であり、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選ばれた小・中・高等学校・大学・各種学校・公民館・コミュニティセンター等の公共建築物を指します。

本市では、小学校が45箇所、中学校が24箇所、高等学校が13箇所、大学・各種学校・公民館等が56箇所、合計138箇所が避難施設として指定されています。



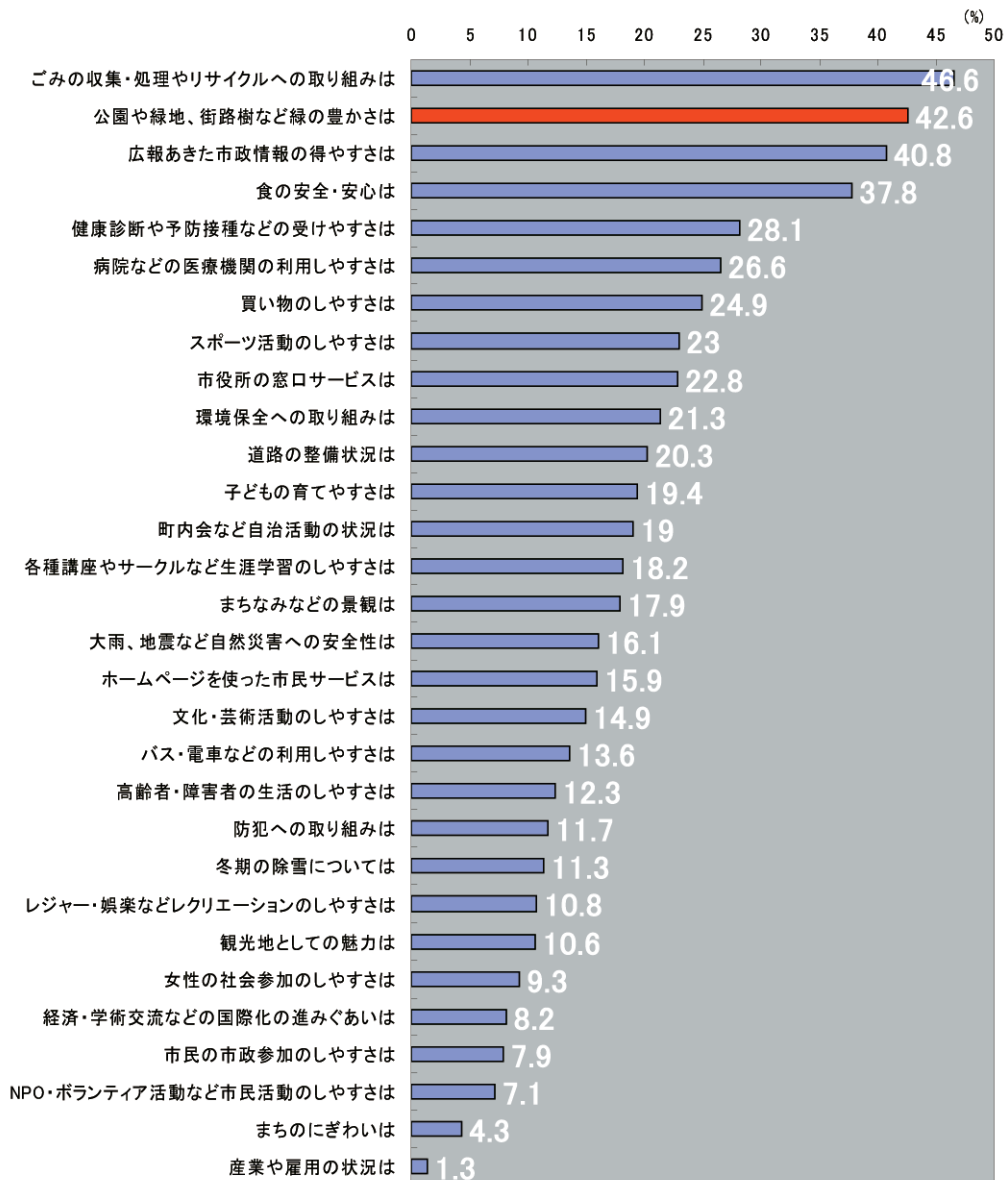
出展：秋田市地域防災計画

図 1-3-5 避難施設位置図

## 第4章 市民からみた緑の評価

市民の行政ニーズや市施策への評価等を把握し、平成18年度に策定する新たな総合計画の基礎資料とするために、平成17年度に「秋田市しあわせづくり市民意識調査」を実施しました。調査では、社会基盤、環境、教育等秋田市の30の分野に対する5段階評価を行っています。

この結果として、「よい」「どちらかといえばよい」を含めたよい評価を得られた分野として、「公園や緑地、街路樹等緑の豊かさ」が42.6%に上り、全分野の中で2番目に高い評価を得ています。



「よい」「どちらかといえばよい」の合計割合

資料：「秋田市しあわせづくり市民意識調査」秋田市、平成17年

図1-4-1 市民から見た緑の評価

## 第5章 上位計画等関連計画の整理

緑の基本計画の基本理念、基本方針の検討にあたり、上位関連計画との整合・調和を図る必要があります。ここでは上位関連計画を列挙し、特に関連性の強い計画については、次ページに概要を示します。

名称	策定主体と策定年	関連性
第11次秋田市総合計画	秋田市(平成19年)	有
第5次秋田市総合都市計画	秋田市(平成13年)	有
秋田市農林水産業・農村振興基本計画	秋田市(平成18年)	有
秋田市環境基本計画	秋田市(平成19年)	有
秋田市地域防災計画	秋田市(平成19年修正)	有
秋田県広域緑地計画	秋田県(平成10年)	有
新秋田市住宅マスタープラン	秋田市(平成14年)	無
秋田市中心市街地活性化基本計画	秋田市(平成20年予定)	無
秋田市グリーンツーリズム推進計画	秋田市(平成18年)	無
秋田市観光振興計画	秋田市(平成18年)	無
第3次秋田市障害者プラン	秋田市(平成19年)	無
第5次秋田市高齢者プラン	秋田市(平成18年)	無
秋田市次世代育成支援行動計画	秋田市(平成17年)	無



表 1-5-1 主な上位関連計画の概要（1/5）

名称	第11次秋田市総合計画 ～しあわせ実感 緑の健康文化都市～
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成19年4月)
目標年次	2015年 (平成27年)
基本理念	<p>将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」</p> <p>すべての市民が、緑豊かな都市環境のもと快適な生活をおくり、健康な心身を保ち安全安心に暮らし、文化をはぐくみながら生きがいに満ちた生涯を送ることができるまち</p> <p>分野別の将来都市像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.豊かで活気に満ちたまち</li> <li>2.緑あふれる環境を備えた快適なまち</li> <li>3.健康で安全安心に暮らせるまち</li> <li>4.家族と地域が支えあう元気なまち</li> <li>5.人と文化をはぐくむ誇れるまち</li> </ol> <p>重点・横断テーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民協働・都市内地域分権</li> <li>2. 受益と負担の適正化</li> <li>3. 次世代育成</li> </ol> <p>最重要課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業経済基盤の強化</li> <li>2. 家族や地域、人の絆づくり</li> </ol>
緑に関わる基本方針または関連施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.豊かで活気に満ちたまち <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域観光拠点として大森山動物園の魅力を向上</li> </ul> </li> <li>2.緑あふれる環境を備えた快適なまち <ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な公益的機能を持つ農地や森林の保全</li> <li>○良好な都市景観の形成を規制・誘導</li> <li>○緑豊かな公園整備の推進</li> <li>○市民が主体となった良好な都市環境の創造と保全</li> </ul> </li> <li>3.健康で安全安心に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>○街路や公園、河川などの都市空間が有する多面的な機能の防災的活用</li> <li>○堆雪場の適正配置など雪国に適した公共施設の整備のあり方の構築</li> </ul> </li> <li>4.家族と地域が支えあう元気なまち <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自治活動に対する支援</li> <li>○地域づくりを担う新たな市民組織の結成支援</li> </ul> </li> <li>5.人と文化をはぐくむ誇れるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民との協働による歴史的景観、建造物等の適正な保存・継承</li> </ul> </li> </ol> <p>重点・横断テーマ設定の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.市民協働・都市内地域分権について 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の理念を、市民が身近なものとしてとらえ、市民と市がそれぞれの責任と役割を分担し、お互いが持つ特性をいかしながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決することを目的としています。</li> <li>2.受益と負担の適正化について 行政サービスには多様なコストがかかっていますが、その多くは税金で賄われています。受益者の限られている行政サービスにおいては、受益者以外の市民が税金としてコストを負担している場合が多くみられます。受益と負担の適正化はこのような不公平を是正することを目的としています。</li> <li>3.次世代育成について 今後10年間を見据えた行動計画を策定し、少子化への「社会全体での対応」を集中的・総合的に進めることを目的としています。</li> </ol>

表1-5-2 主な上位関連計画の概要(2/5)

名称	第5次秋田市総合計画 都市計画マスタープラン ～にぎわいとつるおいのある快適環境都市あきた～	秋田市農林水産業・農村振興基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成13年4月)	秋田市 (平成18年3月)
目標年次	2020年 (平成32年)	2015年 (平成27年)
基本理念	<p>目指すべき都市の姿 「にぎわいとつるおいのある快適環境都市あきた」</p> <p>活発な交流、多様な情報、県都にふさわしい高度な都市機能が整備されるとともに、世代をこえて心が通い合う市民生活の舞台として、安全で快適で文化的な暮らしが営まれるまち</p> <p>まちづくりの目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 優しさと安全・安心で文化的な生活環境づくり</li> <li>2. 活力と魅力にあふれた都市空間づくり</li> <li>3. 人とまちと自然環境が共生するまちづくり</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健全で発展性の高い農林水産業経営の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 多様な農林水産業経営体の育成</li> <li>2) 収益性の高い農林水産業の確立</li> </ol> </li> <li>2. 安全で安心な食料の安定的な供給の確保 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 消費者ニーズに応える生産・流通・販売体制の構築</li> <li>2) 地域資源を活かした優良地場産品の創出</li> </ol> </li> <li>3. 潤いとやすらぎのある農村の創造 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然豊かで、美しく快適な農村の形成</li> <li>2) 生き生きとした農村コミュニティの確立</li> </ol> </li> <li>4. 農林業・農村の多面的機能の持続的な発揮 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特色ある中山間地域の創造</li> <li>2) 環境保全重視、地域資源の適切な保全管理</li> <li>3) 都市と農村の共生・対流促進</li> </ol> </li> </ol>
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>○市街地を取り巻く自然のみどり(海岸部のみどり、丘陵地のみどり、農地のみどり)の保全、及び市街地内のみどりの形成</p> <p>○市民の憩いの場であり、都市防災機能としての役割を担う大規模な公園・緑地によるみどりの拠点の形成</p> <p>○みどりの拠点、環状道路緑地、河川、緑道等によるみどりのネットワークの形成</p> <p>&lt;整備基本方針&gt;</p> <p>●丘陵・農地・海岸林・海という恵まれた自然特性の枠組みを今後ともまちの大きな骨格として守り、コンパクトな市街地形成の方向性に対応したみどり豊かな公園都市あきたを目指します。さらに、もう一歩進め、これらを環境と共生するまちづくりとしてとらえ、環境と共生するまちとひとを育て、次世代のまちの基礎を築くこととします。</p>	<p>○優良農地の確保</p> <p>○農地等の保全・防災</p> <p>○循環利用の森林づくりの推進</p> <p>○暮らしをまもる森林づくりの推進</p> <p>○市民との共生の森林づくりの推進</p> <p>○里地里山の保全・活用</p> <p>○グリーン・ツーリズムの推進</p> <p>○市民農園の整備</p>



表 1-5-3 主な上位関連計画の概要（3/5）

名称	秋田市環境基本計画	秋田市地域防災計画
策定主体 (策定年次)	秋田市 (平成19年3月)	秋田市 (平成19年3月修正)
目標主体	2015年 (平成27年)	—
基本理念	<p>望ましい環境像「人にも地球にもやさしいあきた」</p> <p>基本目標</p> <p>①清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。</p> <p>②多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。</p> <p>③知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。</p> <p>④世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。</p> <p>⑤一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。</p>	<p>計画の理念</p> <p>「市民と行政が一体となった災害に強い安心できるまちづくりの推進」</p> <p>基本目標</p> <p>1.被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化</p> <p>2.住宅の防火・耐震対策の推進</p> <p>3.防災拠点施設の整備ならびに強化</p> <p>4.市民・企業・行政の協働・連携・分担による防災体制の強化</p> <p>5.災害弱者の安全確保のための体制および環境の整備</p> <p>6.実践的な防災訓練や継続的な防災教育による市民・職員の防災力向上</p> <p>7.事態の推移に対応した活動手順の具体化</p> <p>8.地域の災害特性を踏まえた災害応急対策の確立</p> <p>9.平時・災害時を通じて活用する総合的な防災情報システムの整備</p>
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>○多様で貴重な自然の保全</p> <p>○自然とのふれあいの場の創出</p> <p>○まちの中の緑の保全と創出</p> <p>○親しみやすい水辺の保全と創出</p> <p>○雪と向き合うまちづくりの実践</p> <p>○森林の公益的機能の保全と活用</p> <p>○農地の公益的機能の保全と活用</p> <p>○海の公益的機能の保全と活用</p> <p>○歴史的・文化的遺産の継承と活用</p> <p>○歴史的・文化的環境を活かした活動の支援</p>	<p>○都市計画に基づく防災化・備蓄基地の整備</p> <p>○オープンスペースの整備</p> <p>○延焼遮断帯の整備</p> <p>○ブロック塀等対策</p> <p>○避難場所等の指定・整備</p> <p>○避難誘導体制の整備</p>

表1-5-4 主な上位関連計画の概要(4/5)

名称	秋田県広域緑地計画	雄物川水系河川環境管理基本計画
策定主体 (策定年次)	秋田県土木部都市計画課 (平成10年3月)	建設省東北地方建設局・秋田県 (平成元年3月)
目標主体	平成27年(中間平成17年)	—
基本理念	<p>基本理念「まちに緑が映え、季節感にあるれる秋田まち並み創造」</p> <p>目標年次における緑地確保目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来市街地面積に対する割合 30% (概ね6,350ha)</li> <li>○都市計画区域面積に対する割合 40% (概ね68,670ha)</li> <li>○一人当たり都市公園整備目標水準 20㎡/人</li> </ul> <p>都市緑化の総合的な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緑地の総量 住区基幹公園の新設を行いながら、都市計画決定済みの都市公園等の整備を推進するとともに、各都市の実態を考慮しつつ地域制緑地を適切に指定し、目標水準の確保量を確保する。</li> <li>○緑の質の向上 緑の質の水準を上げていくため、全県的に、都市公園等を緑豊かな施設緑地として整備を推進するとともに、生活者としての都市住民や交流者としての来訪者に対し、「目にとまる緑」、「都市の景観を形成する緑」、また「緑が感じられるまち」の実現を目指し、民有地も含めた緑地の質的な整備水準を上げていくこととする。</li> </ul>	<p>～ 緑映え 秋田小町育む雄物川を心のふるさとに ～</p> <p>基本目標</p> <p>①心ふれあう豊かな河川空間の創造 雄物川は、流域上流部に自然公園を擁するとともに、広い河川敷はさまざまな鳥類や昆虫類の生息の場となるなど、豊かな自然に包まれている。これら周辺環境と調和した河川の自然景観等にふれ、親しめるような河川空間の創造を図る。</p> <p>②快適でうらおいのある河川空間の創造 住民の河川敷利用の要望は強く、沿川自治体の中には、街づくりの中に積極的に河川空間を活用する計画、あるいは構想を策定中のところが多い。したがって、これら沿川自治体の計画等との整合性を図り、快適でうらおいのある河川空間の創造を図る。</p> <p>③個性と活力に満ちた河川空間の創造 雄物川は、流域内をうるおい、秋田の政治・経済・文化を育むとともに、地域の人々にやすらぎの場を与えるなど、重要な役割を果たしてきた。したがって、雄物川の特徴を活かした川下りや各種イベント等の場となる個性と活力に満ちた河川空間の創造を図る。</p>
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>地域別の緑地配置方針</p> <p>秋田周辺地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一つ森公園、太平山リゾート公園の整備推進を図る。</li> <li>○風致公園である新屋海浜公園、勝平山公園、手形山公園の整備を推進し、市街地における自然景観の創出を図る。</li> <li>○歴史公園である高清水公園の整備を推進し、歴史的な自然景観の保全に努める。</li> <li>○県立小泉潟公園、県立中央公園の整備推進と、その周辺の自然環境の保全に努める。</li> <li>○市街地の環境及び景観保全のため、雄物川河川緑地の整備を推進し、雄物川沿いの樹林地の保全に努める。</li> <li>○風致区域内の緑地を保全し、市街地における良好な環境の維持・創出に努める。</li> <li>○男鹿国立公園を中心とした緑地及び海岸線の保全に努め、天王町から男鹿半島にかけての海岸線と樹林地の保全に努める。</li> <li>○太平山県立自然公園を中心とする自然環境の保全に努める。</li> </ul>	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①治水及び利水計画との整合</li> <li>②流域との調和</li> <li>③豊かな自然環境を基調とした環境づくり</li> <li>④うらおいある街づくりとの融合</li> <li>⑤多彩な表情が展開する魅力ある拠点整備</li> </ul> <p>ブロック別管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④仙北・河辺ブロック テーマ：緑あふれるうらおいの田園空間</li> <li>⑤秋田ブロック テーマ：水とふれあう活力に満ちたマルチ空間</li> <li>⑨旭川・太平川ブロック テーマ：自然と歴史 身近な川とのふれあい空間</li> </ul> <p>河川空間の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④仙北・河辺ブロック <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川景観の保全に配慮した護岸の整備を行う。</li> <li>・身近な自然にふれ、楽しむことができるよう、散策路等を整備する。</li> </ul> </li> <li>⑤秋田ブロック <ul style="list-style-type: none"> <li>・広い高水敷を活用し、各種のスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう多目的広場を整備する。</li> <li>・自然にふれ、楽しめるよう散策路等を整備する。</li> </ul> </li> <li>⑨旭川・太平川ブロック <ul style="list-style-type: none"> <li>・上流部については、周辺の自然・歴史的施設並びに水辺にふれ、楽しめるよう遊歩道等を整備する。</li> <li>・都市部については、情感あふれる水辺の憩いが得られるよう水辺公園等を整備する。</li> <li>・街並みと調和した良好な水辺景観の維持に努めるとともに、水辺景観の創出に配慮した護岸等を整備する。</li> </ul> </li> </ul>



表 1-5-5 主な上位関連計画の概要（5/5）

名称	雄物川水系河川空間管理計画	
策定主体 (策定年次)	建設省東北地方建設局・秋田県 (平成元年3月)	
目標主体	—	
基本理念	—	
緑に関わる基本方針または関連施策	<p>空間配置</p> <p>④秋田ブロック          泉部・秋田市街地に接し、広い高水敷を活用した施設整備の要請が高い。このことから、背後地の都市計画事業等との調和を図り整備ゾーンを配置する。また、左岸部及び河口部には、野鳥の生息地等、良好な自然を有する部分もあることから自然利用ゾーンを配置する。</p> <p>⑦旭川・太平川ブロック          旭川・太平川下流部は、秋田市街地の中心部を貫流していることから、街並みと調和し、良好な景観の保全と創出を図るとともに、市民がこれらの水辺景観にふれあえるよう整備ゾーン及び景観ゾーンを配置する。</p> <p>水辺のネットワークの整備方針          旭川：仁別国民の森～旧雄物川合流点付近          雄物川：岩見川合流点～河口付近</p> <p>テーマ：『水と歴史のふれあいネットワーク』</p> <p>ハイキングコース、サイクリングコース、休憩広場、案内板等の整備を図り、天然林の広がる仁別国民の森、旭川ダム、歴史的技術的評価の高い藤倉ダムから旭川沿いに、雄物川の水辺の広場、大森山公園等を結び、水と歴史のふれあいネットワークづくりを行う。</p>	

## 第6章 緑地・緑化の状況

### 第1節 緑地現況調査

本市の緑地の現況について整理するにあたり、緑地を「施設緑地」、「地域制緑地」に大別し、さらに以下のような分類を行いました。

大別	分類
施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市公園</li> <li>○ 公共施設緑地</li> <li>○ 民間施設緑地</li> </ul>
地域制緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風致地区</li> <li>○ 地域森林計画対象民有林</li> <li>○ 保安林区域</li> <li>○ 自然公園地域</li> <li>○ 史跡・天然記念物</li> <li>○ 緑地協定</li> <li>○ 保存樹</li> </ul>

ここで「施設緑地」とは、例えば都市公園等のように、その土地の権原が取得されて整備がなされた緑地を指します。また「地域制緑地」とは、その土地の所有権いかんに関わらず、緑地として指定された一定の地域であり、これらは法律や条例等それぞれの根拠法令にもとづいて指定され、地域内の一定の行為を制限することによって、その土地の保全を図るものです。



## 6-1-1 施設緑地

## 1) 都市公園等

本市の都市公園は、墓園や緑地を含め平成19年3月現在で都市計画決定されているものが計262箇所、2121.73haとなっています。このうち開設部分は181箇所、545.53haとなっています。都市計画決定のなされた都市公園の開設率は面積比で25.71%となっており、今後も継続的な整備が求められています。

都市公園の計画と現況については、下表に示すとおりです。

表 1-6-1 都市公園の計画と開設の状況

種別	計画・開設内訳						開設内訳					
	計画		開設		開設率 (%)	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	219	50.26	154	32.04	63.75	154	32.04	0	0.00	154	32.04
	近隣公園	19	38.40	7	15.75	41.02	7	15.75	0	0.00	7	15.75
	地区公園	2	9.50	2	8.85	93.16	1	3.90	0	0.00	1	3.90
都市基幹公園	総合公園	5	295.90	5	204.33	69.05	4	167.11	0	0.00	4	167.11
	運動公園	1	26.70	1	21.73	81.39	1	21.73	0	0.00	1	21.73
特殊公園	風致公園	3	235.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	歴史公園	1	39.20	1	2.34	5.97	1	2.34	0	0.00	1	2.34
	墓園	2	76.70	2	18.46	24.07	2	18.46	0	0.00	2	18.46
大規模公園	広域公園	2	753.80	2	196.30	26.04	1	63.70	1	132.60	2	196.30
	緑地	5	594.09	4	43.55	7.33	4	43.55	0	0.00	4	43.55
	緑道	2	2.10	2	2.10	100.00	2	2.10	0	0.00	2	2.10
	広場	1	0.08	1	0.08	100.00	1	0.08	0	0.00	1	0.08
	合計	262	2121.73	181	545.53	25.71	178	370.76	1	132.60	179	503.36

※1 計画・開設内訳には、都市計画区域外の太平山リゾート公園及び北野田地区公園を含む。

※2 墓園の開設面積は墓域を含まない。

※3 開設率は面積比で算出した。

資料：平成19年度秋田市の公園緑地

## 2) 公共施設緑地

都市公園を除いた公共施設緑地としては、下表に示すとおり、道路や河川等公共空間の緑地や官公庁施設や教育施設等の公共・公益施設の緑地等697箇所502.05haを抽出しました。これらの公共施設の緑地については、市内の公共施設を対象に実施した緑地の状況に関するアンケート調査の結果及び既存資料にもとづいて整理しました。アンケート調査の結果は巻末に掲載しました。また、本調査は都市計画区域内の公共公益施設を対象として行いました。

表 1-6-2 公共施設緑地の状況

公共施設緑地区分	箇所数	面積 (ha) ※1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
河川(都市計画緑地部分は除く)	-	7.10	※3	-	7.10	-	-	-	7.10
公園に準ずる緑地(森林公園)	2	216.00		0	0.00	2	216.00	2	216.00
下水処理場 等	21	12.21		17	2.08	4	10.13	21	12.21
港湾緑地(セリオンリスト)	4	6.39		4	6.39	0	0.00	4	6.39
学校施設	91	67.09		71	55.91	20	11.18	91	67.09
教育文化施設	22	10.94		16	1.47	6	9.47	22	10.94
児童遊園	456	31.30		418	26.40	38	4.90	456	31.30
公民館・コミュニティセンター	27	1.46		23	0.89	4	0.57	27	1.46
市役所・支所・地域センター	16	2.05		14	1.37	2	0.68	16	2.05
保健医療施設	10	6.87		8	5.96	2	0.91	10	6.87
官公庁施設	48	140.64		38	21.90	10	118.74	48	140.64
道路(環境施設帯 等)	-	(68.50)	※2	-	-	-	-	-	-
歩行車道(新奥の細道)	(5)	(80.20)	※4	-	-	-	-	-	-
時点車道	(2)	(30.00)	※4	-	-	-	-	-	-
合 計	697	502.05		609	129.47	88	372.58	697	502.05

※1 面積は都市計画区域外も含めた市域全体での総面積

※2 街路樹が整備されている総延長(km)であり合計には含まない

※3 オープンスペースとしての市街化区域内の水面面積

※4 整備延長(km)であり合計には含まない

資料：緑化状況アンケート調査

## 3) 民間施設緑地

民間の施設緑地としては、民間公園や私立教育施設9箇所6.04haを計上しました。私立教育施設については、平成9年の計画時に比べ、1箇所減となっていますが、学校の再編が行われたことによるもので、施設面積等については、変化がありません。

民間公園としては、グリーンパーク2.50haを計上しました。

詳細な数値については、下表に示します。

表 1-6-3 民間施設緑地の状況

公共施設緑地区分	箇所数	面積 (ha) ※1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
民間公園(グリーンパーク)	1	2.50		1	2.50	0	0.00	1	2.50
私立教育施設(中、高、短、大)	8	3.54		8	3.54	0	0.00	8	3.54
合 計	9	6.04		9	6.04	0	0.00	9	6.04

※学校の再編があったため、箇所数は減っているが、面積に変更なし。

資料：緑化状況アンケート調査



## 6-1-2 地域制緑地

地域制緑地としては、法によるもの、その他法によるもの条例等によるものを抽出し、それぞれ次頁以降の表に示しました。

法によるものとして、都市計画法による風致地区を計上しました。市街化区域、市街化調整区域にまたがる手形山、勝平山、大森山、金足の各風致地区についての区域別の面積は、図上計測により算出しました。

表 1-6-4 法による地域制緑地の状況

種別	箇所数	面積 (ha) *1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
風致地区	9	1,664.50	**1	9	619.50	4	1,045.00	9	1,664.50
			城跡		16.00		-		16.00
			金照寺山		30.70		-		30.70
			高清水		71.00		-		71.00
			手形山		90.60		90.60		181.20
			勝平山		353.10		668.70		1021.80
			焼山		40.00		-		40.00
			浜ナシ山		10.00		-		10.00
			大森山		2.60		126.60		129.20
			金足		5.50		159.10		164.60
合 計	9	1664.50		9	619.50	4	1045.00	9	1664.50

注) \*1 秋田市の都市計画2005(平成17年3月現在)  
市街化/調整・両区域にまたがるものは図上計測により内訳を算出

その他法によるものとしては、地域森林計画対象民有林、自然公園、史跡・天然記念物を地域制緑地として計上しました。地域森林計画対象民有林についての市街化区域、市街化調整区域別の面積は図上計測により算出しました。

表 1-6-5 その他法による地域制緑地の状況

種 別	箇所数	面積 (ha) *1	備考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
地域森林計画対象民有林 等	-	19,646.00	**2	-	298.80	-	19,372.00	-	19,670.80
自然公園地域	1	4,400.00		0	0.00	1	65.00	1	65.00
史跡・天然記念物	3	98.14	秋田市教育委員会調べ	1	89.37	2	8.77	3	98.14
合 計	4	24,144.14		1	388.17	3	19,445.77	4	19,833.94

注) \*1 面積は都市計画区域外も含めた市域全体での面積を記載している。  
\*2 秋田県林業統計をもとに図上計測で、市街化/調整区域の内訳を算出。

(平成18年3月現在)

また、条例によるものとして、「公園都市秋田市をつくる条例」によって結ばれている緑地協定113箇所、430.03haと、保存樹を地域制緑地として計上しました。なお、保存樹については1本当たり100m<sup>2</sup>として推計しました。推計手法については、平成9年度に策定された秋田市緑の基本計画の手法を用い、変化を読み取りやすいようにしました。

表 1 - 6 - 6 条例による地域制緑地の状況

種 別	箇所数	面積 (ha)	備 考	市街化区域 (1)		市街化調整区域 (2)		都市計画区域 (1) + (2) = (3)	
				箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
緑地協定	113	430.03	秋田市公園課調べ	112	426.08	1	3.95	113	430.03
保存樹	(1,967本)	19.67 <sup>※1</sup>		(698本)	6.98	(1,269本)	12.69	(1,967本)	19.67
合 計	113	449.70		112	433.06	1	16.64	113	449.70

資料:秋田市の公園緑地(秋田市、平成19年)(平成19年3月現在)

注) <sup>※1</sup> 「公園都市秋田市をつくる条例」による本数:保存樹(1,994本)なお、面積は推定値。



## 第2節 緑化の状況

## 6-2-1 緑化に関する条例等の状況

本市では、昭和48年に「公園都市秋田市をつくる条例」を制定し、条例及びその基本方針にもとづき自然環境の保全整備、公共施設の緑化、都市景観の整備、空閑地の美化等緑豊かな美しい公園都市を目指したまちづくりを行ってきました。

このうち自然環境の保全としては、歴史のある樹木（樹林を含む）、すぐれた美観のある樹木又は貴重な樹木で保存することが必要な樹木を保存樹として指定を行っています。保存樹指定の内訳は表に示したとおりであり、平成19年3月時点で1967本が指定されています。保存樹は歴史的、文化的遺産として保全を図っているが、老衰による倒伏や枯枝の落下による事故で人や物件に被害を与える可能性があり、その管理の重要性は高いといえます。

しかしながら、時代背景の変化や、人々の保存樹に対する思い等が変化し、近年では指定本数よりも解除本数が多くなりつつあり、今後の保存樹のあり方を考える必要性があります。

また、緑化の推進の一環として、緑地協定を行っています。町内緑化と工場緑化の実績については、次頁の表に示しますが、現在は56町内会、57事業所が緑地協定にもとづき緑化を行っています。緑地協定を結んだ町内や工場では、街区等に樹木を植え、緑の豊富な街区を構成されています。例として、御所野ニュータウン等では、植える樹木の種類もそろえる等、様々な工夫がなされています。

表 1-6-7 保存樹指定別内訳表

指定別	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	現況箇所	現況本数
単独樹木	173	314	40(12)	77	133	237
樹林	5	1,011	-	-	5	1,011
貴重樹木	48	605	4	136	44	469
並木	16	298	2(6)	48	14	250
計	242	2,228	46(18)	261	196	1,967

平成19年3月現在

表 1 - 6 - 8 保存樹指定、解除年度別一覧表

指定年度	指定箇所	指定本数	解除箇所	解除本数	箇所数	本数
S49	98	1247	-	-	98	1,247
50	27	699	-	-	125	1,946
51	20	38	-	-	145	1,984
52	18	23	3	18	160	1,989
53	25	25	-	-	185	2,014
54	12	12	-	-	197	2,026
55	10	11	-	-	207	2,037
56	6	8	3	3	210	2,042
57	5	5	-	-	215	2,047
58	3	4	1	1	217	2,050
59	5	137	4(1)	146	218	2,041
60	-	-	1	1	217	2,040
61	4	9	2	2	219	2,047
62	-	-	-	-	219	2,047
63	5	5	3	3	221	2,049
H元	-	-	2(1)	4	219	2,045
2	-	-	-	-	219	2,045
3	-	-	10(6)	38	209	2,007
4	-	-	-	-	209	2,007
5	-	-	2(1)	4	207	2,003
6	-	-	-	-	207	2,003
7	1	1	3(1)	7	205	1,997
8	-	-	2(1)	3	203	1,994
9	1	1	1(3)	6	203	1,989
10	-	-	-	-	203	1,989
11	1	1	6(1)	10	198	1,980
12	1	2	1(2)	6	198	1,976
13	-	-	-	-	198	1,976
14	-	-	-(1)	1	198	1,975
15	-	-	-	-	198	1,975
16	-	-	1	1	197	1,974
17	-	-	-	-	197	1,974
18	-	-	1	7	196	1,967
計	242	2228	46(18)	261	196	1,967

平成19年3月現在

※ ( ) は指定本数 (複数) の一部を解除したものであり、箇所の解除は行っていない。

平成19年3月現在

- ・ 町内緑化 56町内会（仁井田向陽町内会他） 6,777戸
- ・ 工場緑化 57事業所（ジャスコ土崎港店他）

表1-6-9 年度別緑地協定実績表

年度	町内緑化			工場緑化	
	箇所数	戸数	本数	箇所数	本数
	町内	戸	本	事業所	本
S50	4	488	1,440	10	313
51	5	674	2,095	-	-
52	4	523	1,694	10	209
53	2	216	648	10	270
54	2	95	233	10	300
55	1	147	294	8	148
56	1	77	231	7	165
57	2	268	110	-	-
58	4	384	768	-	-
59	1	100	193	-	-
60	-	-	-	-	-
61	-	-	-	1	-
62	-	-	-	-	-
63	1	184	109	1	15
H元	1	62	62	-	-
2	1	61	61	-	-
3	2	80	80	-	-
4	1	182	106	-	-
5	2	131	131	-	-
6	-	223	139	-	-
7	1	101	94	-	-
8	2	240	120	-	-
9	3	330	224	-	-
10	2	331	116	-	-
11	4	988	360	-	-
12	3	272	206	-	-
13	2	309	690	-	-
14	2	161	63	-	-
15	-	-	42	-	-
16	-	-	52	-	-
17	2	121	78	-	-
18	1	29	41	-	-
計	56	6,777	10,480	57	1,420



